

356
74

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



366-741

補 增 訂 改

法學博士桑田熊藏著

歐洲最近の社會問題

大正

8. 12. 3

東京

有斐閣書局



緒言

本書の目的は露西亞を中心とし、加ふるに英佛獨三國を以てし歐洲社會問題に關する最近の大勢を叙述論評するに在り。顧ふに露西亞に於る社會問題は、工業革新の趨勢に就き、労働運動の狀況に徴し、西歐諸國に於て稀に見る所の特徴を有せり。殊に社會主義と憲政思想と兩々相携へて人心に浸漸し、民論を震撼し、終に今回の大革命を馴致したるは、實に近世社會史上の一大奇觀たりと云ふべし。余は數年前より露西亞の社會問題に對し、頗る興味を感じ、幾多の研鑽を積みたり。昨年貴族院同僚の一行に加はり、露西亞に趣き、掩留數月、事實の調査、資料

の蒐集に務めたり。本書第一篇は乃ち是等研究の結果に成るものたり。第二篇英佛獨に關する叙述は、拙著歐洲勞働問題の大勢の續篇とも云ふべく、此書公刊以後、最近二十餘年に涉り、此三國に起りたる社會問題に於る重要なる事實を抽出し、之が來歴を明かにし、且つ之に關して批評を試みたるものたり。其幾部は已に公表せる論文に就き訂正を加へたるものとす。

歐洲の大戦は終局何れの日に在るや知るべきに非るも、此未曾有の事變が各國社會の各方面に及ぼす影響の多大なることは固より疑を容れず。殊に社會問題の範圍に於て、劇甚なる變動は必らずや歐洲に起るべく、我國に

於ても亦苟も世を思ひ國を憂ふる者は、世界の大大勢を洞觀し豫め之に處するの計畫を立てざるべからず。之に關し余は多少の意見なきに非るも、先づ本書に依りて大戦以前の社會事情を説明し同志の參考に資するは、乃ち時務の急に應ずる所以なるを信じ、茲に之を剞劂に附せり。微意の在る所識者之を諒せられんことを望む。

大正六年九月

桑田熊藏識

再版緒言

余は本書に於て歐洲最近社會問題の狀況を叙述するに當り、筆を歐洲大戰の前に止めたり。茲に之を再版に付するに際し、更らに戰時に於る事實を加ふることは讀者の期待に副ふ所以なるを疑はず。然れども余は戰時の社會問題は變態の性質を有し平時の狀況と全く其趣を異にするが故に、之を特別の著書に讓るを以て、記述の躰を得たるものなることを信し、事實の關係已むを得ざるもの、外は戰時の狀況に涉らざること、せり。

余は再版に於て佛國社會政策に關する一章を加へ、其他は凡て初版に依り多少の訂正をなせり。

昨年來、我國に於る階級の軌轢更らに其度を加へ、社會問題は頓に危険の狀を呈し、其前途測るべからざるものあり。江湖の識者本書を以て斯問題に關する歐洲の大勢を推定するの資料とせば、著者何の幸か之に如かん。

大正八年七月

桑田熊藏識

歐洲最近の社會問題目次

第一篇 露西亞に於る社會問題……………一

第一章 工業革新の趨勢……………一

- 農奴解放と工業の革新……………二
- 保護政策の起原……………三
- 保護政策と關稅制度……………六
- 保護政策と外資輸入……………八
- 大工業に對する保護政策……………三
- 日露戰役と恐慌の發生……………八
- 工業革新に關する統計……………二
- 主要工業の狀況……………七

目次

一

工業集中の事實及び其原因……………三

第二章 労働者の状況……………四九

労働者の種類及び員數……………四九

都市に於る人口の集中……………五六

農民の轉住と土地の兼并……………六二

村落共有地と農工の聯絡……………六六

労働者と資本家の關係……………八〇

労働時間及び休業日……………八四

労働者の賃銀と過怠金の制度……………八七

寄宿舎と工場販賣店……………九六

雇傭契約の形式……………一〇一

モスクワの貧民窟……………一〇三

第三章 社會政策に關する國家の施設……………一〇八

露西亞に於る社會政策の特徴……………一一

工場法の沿革……………一一五

工場法の批評……………一二三

災厄保險法の概要……………一二七

疾病保護法の概要……………一三二

労働保險制の批評……………一三五

都市の社會政策……………一三八

第四章 労働運動の發展……………一四六

露西亞に於る労働運動の特徴……………一四六

労働運動の先驅……………一五〇

ゴットフ派の職工組合……………一五五
 革命運動と職工組合……………一六二
 同盟罷工及び職工組合に関する法律の改正……………一六九
 職工組合の發展……………一七五
 同盟罷工に關する統計……………一八七
 職工組合の近況……………一九二
 消費組合の沿革……………一九九
第五章 社會主義と憲政運動……………二〇三
 露西亞に於る社會黨の特徴……………二〇三
 虛無黨の沿革……………二〇七
 社會主義の發生……………二一四
 社會黨の二派……………二二八

憲政運動の由來……………二三三
 日露戰役と革命の擾亂……………二三九
 憲法の制定……………二四六
 第一議會の顛末……………二四二
 第二議會の顛末……………二四七
 第三回總選舉以後議會の形勢……………二五一
第二篇 英佛獨に於る社會問題……………二五九
第一章 英國に於る労働黨の由來……………二五九
 政界に於る労働者の地位……………二五九
 労働黨の組織……………二六三
 英國労働黨と大陸諸國の社會黨の比較……………二七一
 労働黨の將來……………二八〇

第二章 英國に於る社會政策の發展……………二六七

社會政策に關する方針の變遷……………二六七

老衰年金法……………二六八

勞働紹介所法……………二九六

賃銀公定法……………三〇四

勞働保險法……………三二一

第三章 佛國に於る社會黨統一の沿革……………三三三

社會黨の分派……………三三三

社會黨統一の計畫……………三三七

統一社會黨の成立……………三四三

社會黨の將來……………三五二

社會黨と急進黨の關係……………三五四

社會黨と無政府黨の關係……………三五七

社會黨と農民問題……………三六一

第四章 佛國に於る社會政策の近況……………三六五

社會政策の方針……………三六五

社會政策の内容……………三七五

第五章 獨逸社會黨に於る硬軟兩派の衝突……………三八八

學說に於る二派の區別……………三九〇

社會黨と社會政策……………三九六

社會黨と社會階級の關係……………四〇〇

社會黨と進歩庶民黨……………四〇四

社會黨と職工組合……………四〇九

歐洲最近の社會問題

法學博士 桑田熊藏著

第一篇 露西亞に於る社會問題

第一章 工業革新の趨勢

露西亞帝國の基礎は彼得大帝に依つて確立せられ爾來二百餘年の星霜を經たり、而して其領土の廣き其民衆の多き、歐洲各國之に比肩するものなきに拘はらず、其經濟の發展に就き、今尙ほ西歐諸國の後に瞠若たるは實に近世史上の一奇觀たりと云はざるを得ず。英國に於ては十八世紀

工業革新の趨勢

の末葉に當り、國民經濟の中心は已に農業を離れて工業に移り、而して工業の組織に關する革新の兆候漸く現はれたり。十九世紀の前半期に當り、佛國先づ起り獨逸之に次で工業革新の時期に進みたり。當時露西亞は未だ農業國の域を脱せず、後半期に至つて漸く工業の進歩見るべきものあり、其組織は次第に擴張せられたり。

農奴解放と工業の革新　一八六一年亞歷山第二世に依つて決行せられたる農奴の解放は實に露西亞の工業が革新の時期に進みたる主因たることは何人も否定する能はざる所なり。顧ふに農奴の解放はクシミヤ戰爭敗衄の結果として生じたる民心の離反を防止する政治上の手段たりしも、其の國民經濟に及ぼす影響は實に重大なるものありき。無数の農民は之に依つて始めて勞働の自由を得、住居の檢束を免がれたる爲に其生業を工業に移す者増加し工業に於る勞力の供給は潤澤となれり。貴族は土地の分與に依つて生じたる收入の減少を補ひ、又年々收得せる

土地賠償金を利用する必要に促かされ、相率いて工業に放資せる爲に工業に於る資本は豊富となれり。工業發展の二大要件たる勞力と資本の狀況是の如し。工業革新の趨勢は必然の結果として起らざるを得ず。七十年代に至つて鐵道の敷設は頻りに各地方に行はれ、交通の機關は次第に發展せり。銀行の設立相踵ぎ金融の方法稍々備はり。會社法の改正ありて株式會社の設立は容易となれり。外資輸入の端緒も亦漸く開かれ、保護政策の目的に依る關稅の改正は漸次遂行せられたり。加ふるに當時露西亞の輸出品の首位を占むる所の穀物に就て、西歐諸國の市場に於る米國の競争は次第に劇甚となりたる爲に、露西亞の農民は農業の前途を悲觀し漸次業を工業に轉するの傾向を生じたり。

保護政策の起原　此時代に於て工業に對する政府の方針は次第に保護政策に傾きたり。當時民間に於ては政治上に於て自由主義勃興し、地方議會の創設と云ひ裁判組織の改正と云ひ孰れも此思想の潮流の結果

たると同時に經濟上に於ても同一の理想を抱ける者少なしとせず。然れども政府に於ては多年の慣行たる保護主義の基礎は牢乎として抜くべからず。加ふるに民間當業者は頻りに之を歓迎し、至らざるなき各種の手段を以て政府を動かせり。斯くて一八九二年保護政策の權化とも云ふべきウキテが大藏大臣の印綬を帯ぶるに至つて、保護政策の方針は殆んど其極に達せり。

當時政府が保護政策に熱中せる所以のものは、國民經濟の發展を企望し産業の中心を農業より工業に移すを以て之が主眼となせるは固より言を俟たざる所なるも、財政上の理由も亦其の主要なる動機たりと云はざるを得ず。顧ふに帝國主義に依り領土の擴張をなすことは彼得大帝の遺訓に基き、爾來數百年間、文武官僚の頭腦を支配せる最高の國是たり。一八八一年帝位に即ける亞歷山第三世は資質英邁、帝國主義の爲めに奈何なる犠牲を拂ふも敢て意とせざるの人なり。先づ手を中央亞細亞に

伸ばし、更らに進んで極東に於て其鵬翼を張らんとせり。夫のシベリヤ鐵道の計畫は此時に起りたるを見て之を知るべし。去れど帝國主義の理想は徒手空拳之を實行し得べきに非らず。之か手段たる國防軍備の施設の爲に多大の物資を要するは固より言を俟たず。況んや是の如き偉大なる計畫を遂行するに就ては之に伴ふ財源を求めざるべからず。而して之を農民に誅求するも、左なきだに困憊見るに忍びざる農民の得て堪ゆる所に非らず。於是乎工業に依つて民力を培養し之に依つて必要なる財源を得るの方針を定むると同時に輸入税に依つて多大の收入を得ることゝなれり。

露西亞の保護政策が帝國主義の結果に出ること右述ぶる所の如し。此事實たる他國の近世經濟史上稀に見る所にして恰も十七世紀に當り歐洲各國に盛んに行はれたる尙商主義の復活せる看を呈せり。余は之を以て露西亞に於ける保護政策の特徴となす者なり。

余は是より十九世紀の八十年乃至九十年代に當り、實施せられたる保護政策の實質に就き説明せんと欲す。

保護政策と關稅制度　露西亞の輸入税制が單純なる財政上の性質より進んで保護主義の色彩を帯ぶるに至りしは七十年代の事實なり。當初は課税物件の種類少なく且其税率は輕微にして、内地産業に與ふる効果薄弱なりしが、八十年代を經九十年代に至つて、次第に課税物件の範圍は擴張せらるゝのみならず其税率は昂上せり。多數の物品に就き其税率は二倍乃至三倍となれり。殊に顯著なるは器械の輸入税率に就き六十年代と九十年代を比較するときは約十倍となれり。鐵に對しては一八八六年、ブロードに就き四十五コベックの重税を課せり、其他推して之を知るべし。獨逸の學者シュルチエグワートニッツの調査に依れば、前世紀末に於る露西亞の輸入税率は歐洲各國に比類なき程度に達したりと云ふ。

此時代に於て輸入税に依る保護政策が是の如く極端に越ける所以のものは、政府が産業獎勵の方針に熱中せるの結果なることは固より疑を容れざるも、民間業者か之に呼應し巧妙なる運動に依り政府を動かさし、寵を得て獨を望むの勢殆んど其の底止する所を知らざるに依らずんばあらず。余は茲にエルマンスキの著書「大工業者」の一節を鈔譯して此事實を證明せん。

一八八二年商工業大會に於て、全國有數の大資本家出席し輸入税増徴の問題を議しけるが、輸入税率昂上の企望は各方面より現はれ、事業の種類や販路の奈何は措いて之を問はざるの看あり。席に列せる政府の代表者ブングは堪へ兼ねて發言を求めて曰く、本會の態度は餘りに無責任なり、多數の意向已に是の如しとせば一々細目に涉つて決議をなすの必要なし、何ぞ當初より凡ての輸入品に對し輸入税の昂上をなすへしとの簡單なる決議をなさざるやと。

保護政策と外資輸入 廣大なる領土を有し富源極めて豊富なるも、之が開發に必要な資本の窮乏せる露西亞に在つて、外資の輸入は保護政策として主要なる事なり。工業革新の時期に於て政府は頻りに此方針に向つて進みたり。然るに當初に在つて外資の輸入は主として政府の公債或は都市の市債に依るか然らざれば鐵道鑛業に關する會社の社債等狹隘なる範圍に限極せられたりき。七十年代以後外資の輸入は民間各種の事業に及び、外資に依つて經營せらるゝ所の工業は次第に其數を加ふるに至れり。殊に輸入税率の昂上其度を加ふるに従つて、外國の起業者にして輸入品の製造に従事する者は、過重の輸入税を負擔して製品の輸入をなすよりは、寧ろ露西亞内地に於て工場を設立し此負擔を免がるゝの有利なることを看破し相率いて内地に來りて工場の經營をなすに至れり。

是くて外資の輸入は一轉して外國起業の輸入となれり。輸入税制が此

結果を生したるは果して政府の豫期せし所なるや否や自ら疑問に屬せり。然れども政府は常に外資の輸入に就き之が獎勵に盡瘁せるのみならず、外國資本家の移住に就ても之を歓迎し保護至らざる所なし。ウキテの如き此政策に熱中せる代表的政治家ども云ふべき者なり。彼の手に依つて實行せられたる金貨本位制の如きは全たく此目的に出てたり。九十年代に於て外資の輸入及び外國起業の輸入が最も盛大を極めたるは實にウキテの効蹟に歸せざるを得ず。

露西亞工業の發展に就て外國資本家か多大の貢獻をなしたることは已に世間の公論となれり。今更に説明の必要を見ざるも、茲に最も顯著なる事實を掲げん。

南部ドン地方は鐵工業の中樞たり。之が開拓者は英人ヒューズなり。一八七一年彼はエカテリノスラフに於て一大鐵工場を設立せり。次で白耳義人コクリルの工場起れり。此地方の鐵工業は是等の刺激に促され、

次第に發展の征途に就けり。殊にウキテは南部地方の出身にして此地方の工業事情に精通せるを以て、彼の奨励に依つて輸入せられたる外資は、主として此地方の鐵鑛及び製鐵業に向つて放資せられたり。モスクワ地方は古より紡織業の根據地たり。現今此地方の紡織工場は露國人の經營に係るもの多し。然れど當初は主として獨逸人クヌープの起業に係り、七十年代以後紡績工場に在て彼の關係せざるもの殆んど之なきなり。而して彼は英國の紡績業者と聯絡を通じ盛んに英國の資本を輸入したり。

波蘭地方はモスクワに次で紡績業の中樞なり。今に至るまで大工場は獨逸資本家の掌中に歸せるもの多しと云ふ。

石油産地の中心たるバク地方にて一八七六年瑞典人イベル卒先して大工場を設立し、此以後幾多の工場相踵で起り終に今日の盛運を見るに至れり。

余は茲にバラバノフの調査に依り、九十年代に於て設立せられたる外國人の經營に係る會社の統計を掲げん。

年	會社數	資本額 <small>千法</small>
一八九四年	三	七、三五〇
一八九五年	七	三〇、〇五〇
一八九六年	二五	九五、三七〇
一八九七年	一九	五九、一六五
一八九八年	三六	一二七、七二五
一八九九年	七一	二一五、一九〇
一九〇〇年	三〇	九九、二七〇
合計	一九一	六三四、一二〇

又シユツニバッハの調査に依れば、九十年代の後半期に於て露西亞に放資せられたる外國の資本は五億萬留を下らずと云ふ。アレキシンスキーも亦同一の斷定をなしたり。

大工業に對する保護政策 保護政策に熱中せる政府は輸入税制や外資輸入の如き間接の保護を以て満足せず、更らに進んで積極的に各種の直接保護の畫策を行へり。而して直接の保護は一般工業の均霑する所とならず、殊に大工業の私する所となるは、各國の實例之を證するに余あり。露西亞の保護政策も亦此常套を脱すること能はざりき。政府は先づ補助金交付の政策を實行せり。其當初に在つては特種の工業を限定し而も秘密に之を附與するの方針を執りしが、此事實が暴露せらるゝに及んで、大工業主は相率いて政府に要求するに至り、其範圍は次第に擴張せられたり。殊に一定の準則に依りて之を支出するに非らず、政府當局の裁量に依り任意に之を行ふが故に、處置は公平を失し弊害少からざりき。如何なる範圍に於て之を行ひたるや、又其支出せる金額の多少に就ては、精確なる資料の之を徵するに足るものなしと雖も、之が爲に支出せる國費の多額に上りしことは之を推知するに難からず。

政府は輸出品に對し輸出獎勵金を交付せり。其顯著なるものは酒精に對する獎勵金なり。其標準は原價の半額に相當せる金額とせり。即ち一ヴエドロに就き二〇コペックの割合となるなり。政府は又保護政策の一部として、帝國銀行をして盛んに低利資金の貸出を行はしめたり。蓋し露西亞に於て兌換券發行の特權を有せる帝國銀行は純然たる官業なるを以て、政府が工業資金の充實を圖る爲に帝國銀行を利用するは容易の事たり。此貸出の金額は一八九四年には一億五千五百萬留にして、一八九六年には一億九千八百萬留に達せり。貸出の方法としては多くは民設の大銀行の手を経たり。一八九九年以後數年に涉れる恐慌の爲に工業會社が相踵で倒産するや各銀行の損害は實に巨額なりき。ペトログラードの銀行のみにて其額は二千萬留に達せり。モスクワ其他の地方銀行の損害も亦之に準せり。之が結果として帝國銀行の損害の巨額なりしことは推して之を知るべし。

帝國銀行の貸出資金に關聯して一の記念すべき事實あり。ウキテは曾つて此資金を増加するの手段として、不換紙幣發行の計畫を立てたり。閣僚ブングの反對の爲に之を決行することを得ざりき。ウキテの此計畫は財政の急に迫られたるに依るも不自然に資金の膨張を圖りたることも亦其主因たらずんばあらず。

當時政府の實行せる保護政策に就き最も有効なりしものは製品の買上に在り。此方針に依つて最も恩惠を被りしものは鐵工業にてありき。八十年代に於て政府は製鐵業保護の方法として國內の鐵道に要する鐵材は凡て國內の製品を以て之を供給するの方針を定め、主として南部製鐵所に就き政府の鐵道に要するレール等の買上をなせり。此時代政府の鐵道敷設の計畫は實に偉大にして、殊に九十年代シベリヤ鐵道の計畫定まるに及んでは、之に要する鐵材の巨額に上りたることは想像に余あり。或は此時代に於る鐵道計畫は強ち交通機關に對する事實上の必要

に基きたるに非らず、政府は濫りに外國資本家を誘致して南部地方に鐵工場を起さしめたるが、鐵に對する内地の需要之に伴はざるを以て、政府は已むを得ず不急の鐵道工事を起して製品の買上をなさんとする保護政策の理由に依ると説く者あり。夫れ或は然らん。

政府が鐵材の買上をなすに當り、多數の小工場を排斥して若干の大工場を指定せり。而して其買上價格は双方の協定に依つて定まるものなるが故に自ら高價に上ることは亦疑を容れず。パラバノフの著書に依れば、一八八四年乃至一八九五年に於て政府の買上たる鐵材の價格は之を外國の輸入を仰く場合に比し約一億萬留の高價となれり。此差額に依つて優に二千露里の鐵道を建設することを得べしと云へり。政府が内地鐵業保護の爲に負擔せる犠牲の多大なりしことは推して之を知るを得べし。殊に一九〇二年南部五大鐵工場はカルテルを組織し政府用品の獨占をなしたるより、是等工場主の得たる利益は實に巨額に達したり。

一九〇二年グージョンなる知名の鐵工場主は同業者の會合に於て少數のシンヂケートが政府に對し鐵の供給を獨占する事實を擧げて、痛快なる攻撃を加へ凡ての鐵工業主は政府に向つて保護を求むべき權利を有せり。又此補助金は國民全般の負擔に係るものたるに拘はらず極めて少數なる大工業主のみ其恩典に浴し、他の多數の工業主は之より除外せらるゝは非理の甚しきものなりと論じたり。

今世紀の始に當り政府は財政の必要に迫られ鐵道の計畫を縮小したる爲に、鐵工場は甚しき打撃を被り、是等工場の約二割五歩は解散し資本の半額を失ひたりと云ふ。此事實に徴するも、亦買上の方針が製鐵業の保護の目的を達するに就き多大の效果ありしことを知るに足らん。

右述ぶる所は政府が大工業に向つて加へたる保護方法の顯著なるものなり此他政府が工業の奨励を名として、大工業主に對して奈何に密接の關係を保ちしかは次の事實に依つて之を徴すべし。

南部鐵業主が勞働者の欠乏に窮し、官權を利用して勞働者の募集をなすの計畫を立て一八九九年ハリコフに於て勞働紹介所を設置したり。政府は地方廳をして必要なる補助をなさしめたるが、鐵業主は之を以て満足せず。終にハリコフ縣知事を以て會長とせる勞働紹介の委員會を組織するに至れり。

八十年代以後工場主は勞働者の監督の爲め工場内に自費を以て警察官を置き又は官廳の秘密探偵を傭入るゝの權利を得たり。

波蘭鐵業主第四回總會に於て會長は公言して曰く。吾々の政府に提出せる請願は殆んど擧げて採用せられたり。偶々政府の意に戻るものあるも、政府は曲げて其大體に於て之を實行せりと。

教授ラーゼロフは曰く露國工業の發達は有機的ならず寧ろ人爲的に失せり。國內の消費未だ増進せざるに濫りに外資の輸入に依り、突如として大規模の經營に進みたるが爲に、政府は種々の方策に訴へ製品の販路

を作り大資本家の保護に汲々たり。我國工業の健全なる發達の爲には先づ小工業の保護をなし漸次大工業に進むの順序を履まざるべからず。然るに政府當局の方針茲に出でざるは實に遺憾の事たりと。又彼は保護政策の弊害を指摘して、實業家なる者は逆境に陥れば忽ちペトログラードに趣き政府に哀願するときは容易に救済を得るなり。何を苦んではか獨立自營の念を起すことを得んやと痛論せり。

以上述ぶる所の各種保護政策の効果は實に顯著なるものあり。九十年代に於る工業の勃興は露西亞の經濟史に於て未曾有の盛況を呈し工業革新の趨勢は滔々として禦ぐべからず。工業國として歐洲列強と馳騁するの端緒漸く開けたることは疑を容れず。

日露戦役と恐慌の發生 流るゝ水に淵も瀬もあり進む途には山あり野あり、露西亞に於る工業發展の途上に幾多の迂餘曲折あるは自然の數なり。是く冲天の勢を以て進み來りたる工業は一八九九年に起りたる

大恐慌の爲に一時頓挫を生じたり。抑も此恐慌たる歐洲一般の金融市場の恐慌の余波を受けたるものなるも、露西亞に於て起業熱の盛んに勃興せる際、之が反動の爲に一層の悲況を呈したり。此恐慌は同年八月の頃始めて其萌芽を現はし、一九〇三年に至りて終息せり。其間金利は暴騰し、金融の逼迫せること甚しく、帝國銀行の割引歩合は一時七歩に達せしことあり。株式の低落は殆んど底止する所を知らず。殊に工業は一方には資本の缺乏の爲に經營困難となり、一方には市場の不景氣の爲に製品は停滯したるを以て、會社の破産、工場閉鎖は各地方に相踵で起りたり。而して其影響を被る者は曾に資本家のみに非らず、勞動者は賃銀を減少せらるゝか、然らざれば失業の悲境に陥り空しく道途に彷徨せる者甚た多し。勞働爭議は頻りに起り、同盟罷工や同盟解雇は殆んど一般の事實となれり。政府は之が救済の爲に種々の畫策を施し、資本家も亦互に相誠めて回復の方法を講じ、數年の後始めて原狀に復することを得

たり。

次で一九〇四年に至り日露戦役起り、露西亞の工業は再び一大打撃を被るに至れり。此戦役たる當に經濟上重要な事實たるのみならず、政治上社會上露西亞の歴史に於て新記元を畫するものたり。此事に就ては余は後章に之を詳叙するを以て茲に之に及はず。

ポーツマウス條約の爲に烽火息み戦雲一掃せられたるも、議會と政府の衝突は歳を追ふて猛烈となり、解散に次ぐに解散を以てし、一九〇七年に至り政府の威力は終に民論を壓迫し去り、議會は政府の願使に甘んずることとなり、國內の平和は形式に於て維持せられたり。是より以後經濟界は漸く常軌に復し、工業の發展は更らに一層を加へたり。然れども工業革新に依つて始めて其萌芽を發したる資本家と勞働者との階級闘争は先づ此大恐慌の爲に罕乎たる根底を有し、加ふるに政治の變亂の爲に經濟的運動は漸く政治的色彩を常び來り、次第に危險なる兆候を呈する

に至りしことは何人も否む能はざるの事實たり。

工業革新に關する統計 余は是より各種の統計に徴して工業革新の事實を證明せんと欲す。先づ十九世紀の後半期に於る貿易の進歩を示す爲め、茲にコウツレフスキーの著書「十九世紀末の露西亞」に就き貿易統計を掲げん。

	輸入	輸出	計
一八二乃至一八五年 (平均)	二〇六、七〇三	二二五、八五二	四三二、五五五
一八六乃至一八七年 (同上)	三一七、七五三	三一七、三四四	六三五、〇九七
一八七乃至一八八年 (同上)	五六五、七五七	四七〇、五六三	一、〇三六、三二〇
一八八乃至一八九年 (同上)	五一七、七五七	五二七、二九四	一、〇四五、〇五一
一八二乃至一八五年 (同上)	四九四、二六一	五四九、八七八	一、〇四四、一三九
一八六乃至一八九年 (同上)	三九二、三五〇	六三〇、九二二	一、〇二三、二六二
一八二乃至一八五年 (同上)	四六三、四六五	六二一、四二〇	一、〇八四、八八五
一八九六年	五八九、八一〇	六八八、五七二	一、二七八、三八二
一八九七年	五五九、九九八	七二六、六二四	一、二八六、六二二

工業革新の趨勢

一八九八年	六一七、四五九	七三二、六七三	一、三五〇、一三二
一八九九年	六四二、七七八	六二六、四七五	一、二六九、二五三

本表示す所に依れば貿易總額に就き六十年代に於ては尙ほ微々たるものなりしも、七十年代に至つて十億に達し、爾來歳を追ふて進歩せり。又輸出入の釣衡に就て七十年代までは輸入超過の傾向ありしも、八十年代以後は概して輸出超過となれり。但し露西亞の輸出品の首位に立つものは穀物なる事實は以て参考とするの必要ありと雖も、累年輸出品増加の割合は輸入品増加の割合に比し其右に出るの趨勢は、明かに工業發展の結果に出るものと斷定するを得べし。

バラバノフの著書「二十世紀の初期に於る露西亞の工業」に依り、八十年代及び九十年代に於る株式會社に關する各種の統計を掲げん。

一八九九年	會社數	資本額 百萬留
一八九九年	三〇四	九一、一八
一八九九年	一、一八一	一、七三六、八

是等の會社は商工業に涉り各種の事業を網羅せり。更らに工業會社に就き其資本額が右掲げたる資本總額に對する割合を見るに、一八八九年には約五割六歩なりしが、一八九九年には約七割四歩に昇れり。又九十年代に於る工業會社其他の資本額左の如し。因に云ふ本表は銀行、保險、鐵道業を除きたるものなり。

	一八九〇年	一八九五年	一九〇〇年
紡織業	一九七、五	二三八、五	三七三、七
鑛山業	八五、七	一二九、五	三九二、二
金屬業	二七、八	四四、二	二五七、三
食料品業	八七、六	八六、八	一五三、一
化學工業	一五、六	二一、二	九三、八
製紙業	一一、四	一四、八	三一、七
陶器業	六、七	九、五	五九、〇
動物的製品業	七、三	八、三	一六、五
商業	二五、二	四四、五	六三、二

工業革新の趨勢

運輸業	三六、七	四一、〇	六三、二
其他	八〇、八	一〇七、七	二二四、六
合計	五八〇、一	七四六、三	一七四二、三

本表示す所に依れば九十年代に於て紡織業、食料品業を除き、其他の工業に於ては資本金額は凡て二倍以上となれり。殊に金屬業は八倍、陶器業は七倍、化學工業は五倍、鑛山業は三倍となりたるは顯著なる事實と云ふべし。

又一八八七年乃至一八九七年の間に於る工場數及び職工數の統計左の如し。

	工場數		職工數	
	一八六七年	一八九七年	一八八七年	一八九七年
紡織業	二、八四七	四、四四九	三九九、一〇〇	六四二、五〇〇
食料業	一四、五〇八	一六、五一二	二〇五、二〇〇	二五五、五〇〇
動物的製品業	四、四二五	四、三三八	三八、八〇〇	六四、四〇〇
木工業	一、〇九三	二、三五六	三〇、七〇〇	八六、二〇〇

製紙業	二四二	五三二	一九、四	四六、一
化學工業	五八八	七六九	二一、一	三五、三
陶器業	二、三〇八	三、四一三	六七、七	一四三、二
鑛物業	二、六五六	三、四二二	三九〇、九	五四四、三
金屬業	一、三七七	二、四二二	一〇三、三	二一四、四
其他	七七二	九三五	四一、八	六六、二
合計	三〇、八一六	三九、〇二九	一、三一八、〇	二、〇九七、八

本表に依れば、此十年間に於て工場數も職工數も與に二倍以上に増加せるものは金屬業、木工業、製紙業なり。又五割以上の増加をなせるものは紡織業、化學工業、陶器業、鑛物業等なり。其他の工業に於ても多少の進歩を示せるを見る。

余は更らにポゴジェフの著書露西亞勞働者の要素及び統計に就き、工場設立の時期に基き分類せる工場統計を掲げん。因に云ふ本表はポゴジェフが工場監督官報告に依り一九〇三年現在工場に就き分類せるものなり。

設立時期	工場數	百分比例
一八六一年以前	二、一七七	一五、一
一八六一年乃至一八七〇年	一、二八五	八、九
一八七一年乃至一八八〇年	二、一〇〇	一四、五
一八八一年乃至一八九〇年	三、〇三六	二一、〇
一八九一年乃至一九〇〇年	五、七八八	四〇、〇
一九〇一年乃至一九〇三年	七八	五、五
合計	一四、四六四	一〇〇、〇

又此統計に就き工業の種類に依つて分類せるもの左の如し。

工業種類	自一八七一年以前		自一八七一年		自一八七一年		自一八七一年		自一九〇一年		合計
	工場數	百分比例	工場數	百分比例	工場數	百分比例	工場數	百分比例	工場數	百分比例	
紡織業	四六	一、七	二四	一、七	三九	二、八	五五	三、九	九三	六、五	二、七三
製紙業	二九	一、一	八	〇、六	一七	一、二	二五	一、七	三九	二、七	一、〇三
木工業	四	〇、一	四	〇、三	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一、〇三
金屬業	三	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一、〇三
礦物業	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一、〇三
合計	一七	〇、六	三	〇、二	五	〇、四	六	〇、四	五	〇、四	一、〇三

動物製品業	三三	二、四	一一	〇、八	一六	一、一	二二	一、六	三三	二、四	一、〇三
食品業	一六	一、一	二	〇、一	三	〇、二	四	〇、三	五	〇、四	一、〇三
化學工業	四	〇、三	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一、〇三
其他	六	〇、四	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一	〇、一	一、〇三

本表示す所に依れば、工場設立の最も盛なるは八十年代及び九十年代にして殊に總數の約三割は九十年代に係ることは最も注意すべき事實なり。一九〇一年乃至一九〇三年に於て工場設立の比較的少なきは即ち大恐慌の結果に外ならず。

主要工業の状況 余は是より露西亞に於て各種の工業中、最も主要なる地位を占むる所の紡績業及び鐵工業に就き其發達の次第を叙述せん。紡績業に就ては一八六一年には職工數十二萬に過ぎず、其産額は七千二百萬留なりしが、一八九七年には職工數は三十二萬に達し産額は四億七千四百萬留となれり。錘數に就ては一八九〇年には三百五十萬なりしが、一九〇〇年には六百五十萬に達せり。バラバノフの調査に依れば此

十年間に於て歐洲諸國に於る紡績錘數の平均増加率は三割、三步なり。米國にては二割五歩なり。然るに露國にては七割六歩なり。而して此年代の末期には歐洲に於る錘數合計の一割四歩を占むるに至れり。一九一〇年には錘數八百萬に達し原綿使用高は二千二百萬ブロードにして其中内地産と輸入品は相半ばせりと云ふ。大工場として數へらるゝもの約百あり。夫のナルワ工場は錘數五十萬にして其規模の大なること世界第一と稱せらる。

織物業は紡績業と密接の關係を有せるのみならず、露西亞に於ては二者兼業の工場多きを以て、茲に織物業に關する事實の一斑を述べん。一八九〇年には工場數八三にして力織器の數八萬七千なりしが、一九〇〇年には工場數一一八となり、力織器の數は十四萬五千を數ふるに至れり。一九一〇年には工場數三五〇にして力織器の數二十一萬に達せり。紡績業の所在に就てモスクワを中心としてモスクワ縣及びウラジミ

ル縣に涉り、紡績工場の錘數約五百萬は此地方に集中せり。之に次ぐものはバルチック沿岸地方にして、其錘數百六十萬とす。波蘭地方も亦西部に於て紡績業の中樞たり。其錘數百四十萬あり。

モスクワ地方に於る紡績業の發達は主としてクヌープの力に依るものたり。露西亞の紡績王と稱せらるモロゾフの事業はクヌープの計畫に係るもの多し。クヌープは獨逸プレーメンの人なり。年少英國に赴き、マンチエスターのジャーシー商會に入り手代となれり。此商會は多年露西亞に對する綿系の輸入を以て其業とせり。四十年代の頃彼はモスクワ支店に勤務せるが、偶々有力なる綿系問屋モロゾフの知る所となり其委囑に依り。紡績工場を創立せり。此事業に於て彼の手腕は當業者の間に認められモスクワの商人は續々彼に依つて工場の設立を企てたり。當時露西亞に於る紡績業は器械原料に就き凡て英國の輸入を仰ぐの必要あるに拘らず、英國にては器械の輸出には一定の制限あり、加ふる

に露國資本家ニ對する信用確實ならざりしを以て、事業の經營に就き困難少からざりき。幸に彼は久しく英國に在りて當業者の間に多くの知己を有し。又露國資本家の信用に精通せるを以て、双方の間に立ちて斡旋の勞を執り、器械原料の買入に就き種々の便宜を圖り、英國資本を輸入して之を工場に貸付くるの方法をも開けり。彼は其助力に依つて設立せられたる工場に對しては、相當の株を所有し、或は自ら重役に加はり或は其の信用せる人を擧げて監査役たらしむるを例とせり。彼の關係せる紡績工場は百余に及べり。ナルワ工場は彼の最後の事業たり。茲に參考としてポゴジエフの著書に依り紡績業に就き職工數一萬以上を有せる縣別を掲げん。

	工場數	職工數
ウラアミール	三八	一一六、五〇〇
モスクワ	四六	一一五、〇〇〇
ペテロコフ	二一	五三、七〇〇

コストロム	一八	四五、〇〇〇
ペトログラード	一三	二三、〇〇〇
トウエル	六	二一、六〇〇
ヤロスラウ	五	一八、二〇〇
ワルシヤウ	二	一一、二〇〇

鐵工業は紡績業と並びて露西亞に於る重要工業の首位を占むるものなり。十九世紀の末葉に當り政府の保護は主として此方面に向つて加へられたることは先に述ぶる所の如し。九十年代に於る鐵の産額は殆んど三倍の増加をなせり。一八九七年に創立せられたる鐵工場の數一八千噸にして歐洲第六位に在りしが、一九〇二年に至つては産額百八十七萬噸に上り、已に埃太利、佛蘭西を凌駕し、歐洲第四位を占めたり。今世紀の初期に於て大恐慌に次ぐに日露戰役を以てし、之が爲に鐵工業の被りたる打撃は實に慘憺たるものありき。工場の約四分の一は破産

し資本の約半額は損失に歸せりと云ふ。幸に一九〇九年は非常の豊作なりしを以て需要の増加を來たし、一九一一年には海軍擴張の計畫成り、二億留の國費は軍艦の製造に支出せらるゝことゝなりし爲に鐵工業は漸く復活の機運に向ひ、爾來産額は歳を追ふて増加せり。左の統計は以て之を徴するに足らん。

一九一〇年	二、九八三、〇〇〇噸
一九一一年	三、五二一、〇〇〇
一九一二年	四、一三三、〇〇〇
一九一三年	四、五四六、〇〇〇

鐵工業の所在を按ずるに、從來ウラル地方に集中せしが八十年代より其中心は南部地方に移れり。即ちエカテリノスラフ、ハリコフ附近の所謂ドン地方是なり。是れウラル地方にては石炭鑛に乏しく燃料の供給充分ならざるに反して、南部地方にては鐵鑛の附近に豊富なる石炭鑛あり、従つて鐵工業の經營に至大の便宜あり。此事實たる英國が鐵工業に於

て覇を西歐に唱ふる所以にして、露西亞の鐵工業の發達に重要な關係を有せるものたり。去れば此地方の産額は全國生産の大部分を占めたることは左表に依つて之を知ることを得べし。

一九一〇年	二、〇三一、〇〇〇噸
一九一一年	二、三七五、〇〇〇
一九一二年	二、七九五、〇〇〇
一九一三年	三、〇四〇、〇〇〇

今ポゴジエフの著書に依り、鐵工場の職工數一萬以上を有せる縣別を掲ぐれば左の如し。

	工場數	職工數
ペルム	四六	一〇九、七〇〇
エカテリノスラフ	一六	五二、八〇〇
ベトログラード	一五	五〇、三〇〇
チレンブルグ	七	三二、三〇〇
ニジノブゴロド	七	二八、一〇〇

工業革新の趨勢

ウ	ヒ	ー	ム	一〇	一三、六〇〇
ウ	井	ヤ	ト	カ	一五、三〇〇
モ	ス	ク	ワ	五	一三、四〇〇
ペ	ト	ロ	コ	フ	一二、九〇〇
ド	ン			四	一二、一〇〇
ロ	ル	ロ	フ	二	一二、〇〇〇

之を要するに露西亞に於る主要工業は紡績業と鐵工業にして、紡績業はモスクワ地方に集中し、鐵工業はドン地方に集中せり、其他に就ては叙述の簡明を期する爲に逐一之に及ばさず。

工業集中ノ事實及ヒ原因 余は茲に本章を了るに當り、露西亞の工業に於る集中の趨勢に就て説明を試みんと欲す。顧ふに階級の懸隔は露西亞文明の特徴たり。無形の現象に於ても、有形の事實に於ても、社會の階級は上層と下層に分れ、所謂中等階級なるものなし。之を教育に徴せんか。多數の人民は眼に一丁字なき無教育者なるに拘はらず。社會の

極めて少數なる一部に於ては、碩學鴻儒、世界的人物と稱すべき者少なしとせず。今翻つて經濟の局面を見るに、貧富の懸隔は實に其極度に達せるもの、如し。モスクワの饑寒崖ヒートルスカイヤは倫敦のイーストエンドを除きては他に對比すべきものなし。農民所謂ミュージックの生活状態の悲惨なることは西歐諸國に於て稀に見る所なり。而して都市に於ても農村に於ても、貴族や富豪の奢侈なる生活は西歐諸國に比して毫も遜色なきものたり。露西亞に中産者なし、只富豪と細民あるのみとの斷定は何人も否定する能はざる所なり。

露西亞に於る貧富の懸隔ハ多年農業に於て見る所の事實なり。然るに十九世紀の後半期に至つて工業革新の現出するに及んで、工業に於ても亦此事實は發生し、次第に集中の趨勢を馴致せり。抑も工業の革新が工業集中の端緒を開らくことは各國に於て均しく見る所なるも、工業集中の趨勢が急激なる歩調を以て廣汎なる範圍に行はれたること露西亞の

如きは、歐洲各國に於て其比を見ざるなり。之を工業の先進國たる英國に徴するに、工業の革新は百年以前に起り而して工業の集中は極めて秩序的に行はれたり。各種の工業に於て現今有數なる大工場と稱せらるゝものは、當初は個人の經營に係り小規模の組織なりしが、漸次組合營業に移り、其規模を擴張し終に株式會社の事業となりて大規模の工場となるに至りしもの多し。然るに露西亞に於ては六十年代に始めて革新の時期に入り僅々三四年の間に於て集中の傾向著しきものあり、主要工業の地位を占むる所のものは多くは大工場の兼并する所となり、小工場は次第に減少せり。余は先づ各種の統計に依り此事實を證明し次に之が原因を説明すべし。

パラポフの著書に依れば、一八八七年乃至一八九七年の間に於る工場數及び職工數左の如し。

工場數 職工數

一八八七年	三〇、八八八	一、三八〇、〇〇〇
一八九〇年	三二、二五四	一、四二四、七〇〇
一八九三年	三〇、三三三	一、五八二、九〇〇
一八九六年	三五、八二七	一、八一八、四〇〇
一八九七年	三九、〇二九	二、〇九八、二〇〇

(備考) 本表は政府の統計に係る而して工場の標準は之を示さず。之を工場法適用範圍の工場數に比較するときは其數稍々多し。

本表示す所に依れば、此十年間に於て工場數の増加率は二割六歩なるに拘はらず、職工數の増加率は五割九歩なり。職工數の増加は工場數の増加に比して殆んど二倍なり。亦以て此年間に於て工場の規模が次第に擴張せられたることを知るべし。

アレキシンスキーの著書「近世露西亞」に依り、工場法適用の範圍に屬せる工場に就き、其規模の大小に基き職工數の増減を見るに、其統計左の如し。

工場ノ種類	一九〇一年		一九〇八年	
	職工數	百分比	職工數	百分比
職工一〇〇以上	四一八、七〇〇	二四、四	三五二、七〇〇	一九、九
同一〇〇乃至五〇〇	四九五、三〇〇	二八、九	四七二、一〇〇	二六、七
同五〇〇乃至一、〇〇〇	二七二、〇〇〇	一五、九	二八八、三〇〇	一六、三
同一、〇〇〇以上	五二五、六〇〇	三〇、八	六五五、二〇〇	三七、一
合計	一、七一一、六〇〇	一〇〇、	一、七六八、三〇〇	一〇〇

(備考) 露西亞工場法に於る適用範圍の工場は職工六人以上を備せせるものとす、而して官設工場、鐵道附屬の工場、鑛山附屬の工場は除外せられたり。

本表に依れば此年代に於て、職工五〇〇人以下の工場に於る職工數は次第に減少し、五〇〇人以上の工場に於る職工數の漸次増加せるの事實を示せり。

余は更らに職工數一〇〇人以上の工場に於る集中の傾向を示す爲に、ラバノフ及びポゴジェフの著書に依り、左の統計を抄録せり。

職工一〇〇乃至四九九	一八七九年 百分比				一八九〇年 百分比				一八九四年 百分比				一九〇二年 百分比			
	工場數	職工數	百分比	合計	工場數	職工數	百分比	合計	工場數	職工數	百分比	合計	工場數	職工數	百分比	合計
職工一〇〇	七九、六	一、三三	七、五	一、三三	七九、六	一、三三	七、五	一、三三	七九、六	一、三三	七、五	一、三三	七九、六	一、三三	七、五	一、三三
乃至四九九	三九、〇〇〇	二、三三	二、三三	二、三三	三九、〇〇〇	二、三三	二、三三	二、三三	三九、〇〇〇	二、三三	二、三三	二、三三	三九、〇〇〇	二、三三	二、三三	二、三三
同五〇〇	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
乃至九九九	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
同一〇〇〇	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六	六、六
以上	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
合計	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三

(備考) 本表中一八七九年乃至一八九四年の統計はイリーンの調査に係り、ラバノフの之を考證せるものなり。一九〇二年はポゴジェフの調査に係る。

本表に依れば、職工數一〇〇乃至四九九の工場に於ては、百分比は工場數に就ても亦職工數に就ても次第に減少せり。五〇〇乃至九九九の工場に於ては、工場數に就て少しく増加し、職工數に就ては少しく減少せり。

著しき變化なきものと見ることを得べし。然るに一〇〇〇乃以上の工場に於ては、工場數及び職工數に就て約二倍の増加を示せり。今主要工業七一種に於て職工一〇〇以上の大工場に於てイリーンの調査左の如し

	一八六六年	百分比例	一八七九年	百分比例	一八九〇年	百分比例
職工一〇〇	工場數 五三	七九、五	六四	七五、二	七三	七四、九
乃至四九九	職工數 一〇六、一〇〇	四七、〇	一四、七〇〇	三六、三	一五、七〇〇	三三、九
同五〇〇	工場數 六〇	三三、九	一五〇	一五、三	一四〇	一四、七
乃至九九九	職工數 五九、六〇〇	二五、八	六、九〇〇	三三、五	九四、三〇〇	二〇、二
同一〇〇〇以上	工場數 四三	六、五	八一	九、五	九九	一〇、四
	職工數 三、八〇〇	三、三	一、六、八〇〇	四〇、二	三三、三〇〇	四九、九
合計	工場數 六四	一〇〇	八三	一〇〇	九三	一〇〇
	職工數 三三、八〇〇	一〇〇	三九、〇〇〇	一〇〇	四六、五	一〇〇

本表に依れば職工一〇〇乃至四九九の工場に於て、工場數も職工數も與に次第に減少し、四九九乃至一〇〇〇の工場に於て、工場數は少しく増加

せるも職工數は減少せり。而して一〇〇〇人以上の工場に於ては、工場數も職工數も約七割の増加をなせり。今紡績工業に於る集中の事實に就てはパラバノフの引證せるイリーンの統計左の如し

	一八七九年	百分比例	一八九四年	百分比例
職工一〇〇	工場數 一一八	五八、一	一〇八	四八、二
乃至五〇〇	職工數 二八、二二二	一八、三	二七、〇五〇	一一、〇
同五〇〇	工場數 四四	二一、六	四八	二一、四
乃至一〇〇〇	職工數 三二、五九一	二一、二	三三、四六二	一四、二
同一〇〇〇以上	工場數 四一	二〇、一	六八	三〇、二
	職工數 九二、五二九	六〇、二	一七三、九九四	七一、一
合計	工場數 一九三	一〇〇	二二四	一〇〇
	職工數 一五三、三三二	一〇〇	二三四、五〇六	一〇〇

本表に依れば、工場の規模の大小に依る増減の趨勢は先に掲げたる諸表と其趣を一にせり。

シユルチエゲグワローニツは其著露西亞の經濟事情に於て説明して曰く此國紡績工業に於る集中の事實は西歐諸國に其比を見ざる所なり。ナルワ工場の如き最大工場は別問題とせんも、モスクワやウラジミールに於る紡績工場の平均鍾數は英獨兩國に比し遙かに其右に出でたりと憾むらくは彼は之に關する統計を掲げざるなり。

金屬工業に於る集中の傾向に就てはバラバノフの著書に左の統計あり

職工數	一八九〇年 百分比例		一九〇〇年 百分比例	
	工場數	職工數	工場數	職工數
職工一〇〇	二二、一	五八、三〇〇	二二、五	一一二、九〇〇
乃至五〇〇	七九	二〇、七	一三二	一五、三
同五〇〇	七九	二〇、七	一三二	一五、三
乃至一〇〇〇	七九	二〇、七	一三二	一五、三
同二〇〇〇以上	七一	一七、六	一五一	一七、五
職工數	一四九、一〇〇	五七、七	三八六、八〇〇	六四、三
工場數	三三六	一〇〇	八六二	一〇〇
合計				

本表に依れば、此種の工業に於て集中の傾向は紡績工場の如くに顯著なるものなきも、由つて以て同一の斷定をなすことを得べし。余は工業の集中に關する各國の比較をなすの必要を認め、ポゴジエフの著書に基き露西亞と獨逸及び白耳義の比較對照をなすべし。

職工數	獨逸		露西亞	
	工場數	百分比例	工場數	百分比例
職工六乃至五〇	一九一、一〇一	九一、〇	一一二、三一八	六九、五
職工數	二、四五四、三〇〇	四三、七	二四〇、一〇〇	一四、一
同五一乃至一〇〇〇	一八、六九八	八、九	五、一七〇	二九、二
職工數	二、五九五、五〇〇	四六、三	九五六、八〇〇	五五、九
同一、〇〇〇以上	二九六	一	二二六	一、三
職工數	五六二、六〇〇	一〇、〇	五一三、九〇〇	三〇、〇
職工數	二一〇、〇九五	一〇〇	一七、七二四	一〇〇
合計	五、六一二、四〇〇	一〇〇	一、七一〇、八〇〇	一〇〇

	白耳義		露西亞	
	工場數	百分比	工場數	百分比
職工五乃至四九	一三、〇〇〇	八八、七	一一、一三八	六九、二
同五〇乃至四九九	一六二、〇〇〇	二八、三	二四〇、一〇〇	一四、〇
同五〇〇以上	一、四六六	一〇、〇	四、七三〇	二七、〇
合計	二五〇、〇〇〇	四三、七	六六五、四〇〇	三八、九
工場數	一八四	一、三	六七六	三、八
職工數	一六〇、〇〇〇	二八、〇	八〇五、三〇〇	四七、一
工場數	一四、六五〇	一〇〇	一七、五四四	一〇〇
職工數	五七二、〇〇〇	一〇〇	一、七二〇、八〇〇	一〇〇

(備考) 獨逸は一八九五年工業統計白耳義は一八九六年同上露西亞は一九〇二年工場監督官報告に依る

本表に依れば、露西亞に於る工業の集中は獨逸白耳義に比して遙かに其右に出でたるの事實は疑を容るべきに非らず。近時政府は小工業の獎勵に意を用ひ、農務省に特別の機關を設け、低利資

金の貸付、輸出獎勵金の交付をなし、或は學校を設立し陳列館を設けたり、各地方に於ても適當の處置を執れるものなきに非らず。然れども一般教育の程度低く且つ普及せず、加ふるに金融機關の組織未だ完たからざるを以て、政府の獎勵も其効果の見るべきもの少なしと云ふ。

工業集中の趨勢は右述ぶる所の如し、余は次に之が原因の主要なるものに就き説明を試みんと欲す。

保護政策の方針は工業の集中を促がす一大原因たり。八十年代の頃より政府は外は經濟の國際競争に基き、内は國防軍備の財源を得るが爲め終に保護政策の方針を執るに至り。而して保護の恩澤は獨り大資本家の壟斷する所となりたることは先に述ぶる所の如し。顧ふに保護政策實行の方法に就ては二種の區別あり。一は輸入税の賦課等所謂間接の方法にして、一は補助金の下付、補給利子、低利資金の貸付、製品の買上等、所謂直接の方法なり。前者の方法に依るときは、保護の恩澤は一般の工業

者に及ぶも、後者の方法に依るときは動もすれば大資本家に偏するは已むを得ざる事たり。露西亞政府は當初は間接の方法に依りたるを以て、大小の工業者均しく之に均霑することを得たるも、九十年代に至つては直接の方法盛んに行はれ、殊にウキテが外資の輸入を奨励するに至つて、此方針は極端に趨き殆んど其の底止する所を知らざるが如し。此事實に就ては先に述ぶる所に依つて之を知るを得べし。之を要するに露西亞に於る工業の集中は自然の趨勢よりは寧ろ人爲の結果に成り此國に於る保護政策の特徴之をして然らしめたるものと云はざるを得ず。露西亞に於る工業集中の原因として、次に擧ぐべきことは工業資本の淵源なり。而して其主要なるものは外資の輸入とす。願ふに外資輸入の方法種々あり。政府又は特定の金融機關之を統一し、而して更に之を内地の工業に分配する方法を執らんか。大小の工業者與に其利益を享受することを得べし。若し然らずして内地各個の事業に於て外國資本

家より資本の供給を受くるならんには、外資は只大工業者のみ之を利用するの結果を生ずべし。奈何となれば外國資本家は其資本を多數の小工業に分配するの煩を避け、確實なる少數の大工業を擇むで放資の途を開らくは自然の數なればなり。露西亞に於る外資の輸入は全く後者の方針に依れり。従つて鉅額の外資が大工業にのみ注入せられ必然の結果として工業の集中を來せるは争ふべからざるの事實たり。露西亞に於る外資は單に資本として輸入せられ、内地の起業者之を利用せるのみならず、外國の起業者と與に輸入せられ内地に於て外國人の起業の續々起れることは先に述ぶる所の如し。此場合に於て工業の集中更らに其度を高むることは自然の勢なり。蓋し外國の起業者は成るべく大規模の經營をなし、事業の統一を圖るを以て起業の主眼となすべし。去れば何れの點より考ふるも、外資の輸入は工業の集中を促進するの力を有せるものと云はざるを得ず。

露西亞に於る工業資本の淵源は外資輸入に次で、貴族が農奴解放の結果として收得せる土地償還金なり。農奴解放に際し貴族が其所有地を割きて農民に分與するに當り、其代價の七割五歩乃至八割は政府之を引受けて貴族に支拂ひ、長期の年賦に依つて農民より之を徴收し而して此殘額に就て、農民は一定の期間に於て年賦の方法に依り直接に之を貴族に支拂ふものとせり。是の如くして一時に政府より得たる所の鉅額の資金に就て、貴族は最早之を農業に放下するの餘地なく、相競ふて之を工業に放下せり。而して貴族が工業に放資するに當り、自ら大工業を擇むに至るは、外資の輸入と同一の理由に依つて説明することを得べし。是等各種の原因に依りて工業集中の勢は馴致せられたり。露西亞の工業が方今尙ほ此點に就て西歐諸國の右に出で、従つてマークス一派の社會主義の學說の根據たるもの固より偶然に非るべし。

第二章 労働者の状況

余は茲に露西亞に於る労働者の状況を述ぶるに當り、説明の順序として先づ労働者の種類及び員數に就き統計の事實を擧げんと欲す。労働者の種類及び員數 労働者の總數に就ては統計多岐に分れたるも、工場法適用範圍の工場に就て之を徴するは最も正確なる方法なりとす。一九一二年工場監督官報告に依れば、工場總數一七、三五六ニシテ職工總數二、一五一、一九一なり。今之を工業の區別に依つて分類すれば左の如し。

	工場數	職工數
綿絲及綿織物業	八五〇	五五〇、七六二
羊毛及毛織物業	一、二〇五	一五五、〇九四
生絲及絹織物業	一七四	三三、一七六
麻絲及麻織物業	二五八	一〇〇、一五四

労働者の状況

混合織物業	四二九	四二、五二七
製紙業	一、四三六	九九、六七六
木工業	二、三五八	一二四、一五九
礦物製品業	二、三二八	三三八、四四九
製物製品業	一、八一	一九七、九四一
動物製品業	八〇三	五一、三五〇
食料製品業	四、七一九	三四一、一三七
化學工業	五五〇	七七、五二九
石油業	二七六	三〇、四五五
其他業	一五九	八、七八二
合計	一七、三五六	二、一五一、一九一

右の職工數に就き、男女の區別に依つて之を分類すれば。

男工	一、四八三、八八四
女工	六六七、三〇七

男女工の比例は男工六八、九に對する女工三一、一となる。更らに工業の種類に依り、職工總數に對する女工の比例一割以上の工業

及其比例を擧ぐれば左の如し。

生絲及絹織物業	六七、三
混合織物業	五七、三
綿絲及綿織物業	五五、二
麻絲及麻織物業	五四、八
毛絲及毛織物業	三九、三
化學工業	三五、五
製紙業	二五、四
食料製品業	二一、九
製物製品業	一七、七
動物製品業	一六、四
木工業	一〇、二

又各縣に就き、女工の多き地方に於て、職工總數に對する女工の比例左の如し。

ウフジミール	五一
コストロム	五一

男女工の比例に就き露西亞勞働者の特徴たる事實あり。是れ他なし、女の数が歳を追ふて増加し其増加率は男工の上にあること是なり。今工場監督官報告に依り之に關する統計を擧ぐれば。

一九〇一年	二二、七
一九〇六年	二四、四
一九一二年	三一、一
一九一四年	三六、八

此統計に就き、一九一四年は戰時に屬するを以て女工數の増加著しきを以て之を除外せしも。其以前に於て女工の比例は漸次昂上せる事實は明瞭なりとす。

余は此事實を證明する爲に茲に工場監督官コジミヌイフ、ラニーンの著書既往十年間モスクワ縣に於る工業に就き、此地方に於る男女工の増加

率を摘録せむ。因に云ふ本表に於て一九〇一年を起點とし之を一〇〇とし、以後増加率を示せり。

年	男工	女工	合計
一九〇一年	一〇〇、	一〇〇、	一〇〇、
一九〇二年	一〇三、七〇	一〇六、一八	一〇四、五一
一九〇三年	一〇六、四五	一一一、六三	一〇八、一四
一九〇四年	一〇〇、二三	一〇八、三六	一〇二、八八
一九〇五年	一〇一、六六	一一四、八二	一〇五、九六
一九〇六年	一〇〇、八二	一一八、五二	一〇六、六〇
一九〇七年	一〇五、七六	一二一、一六	一二四、〇五
一九〇八年	一〇七、九六	一二五、二四	一二六、八七
一九〇九年	一〇七、七二	一二五、九八	一二六、九五

本表に依れば女工の増加率が男工の上にあることは固より疑を容れず。之が原因に就て一九〇六年工場監督官報告に依れば露西亞に於て職工組合等の勞働運動は次第に普及し且つ其勢力の強大なるに従ひ、工業主

は女工を以て男工に代ふる者其數を加ふること之が主因たるものゝ如し。

年齢の區別に依る職工の分類に就ては、露西亞工場法に於て十二歳乃至十五歳を幼年工とし、十五歳乃至十七歳を少年工とし、十七歳以上を成年工とせり。今一九一二年工場監督官報告に依り、此區別に基ける分類を擧ぐれば左の如し。

	職工數	百分比例
幼年工	三〇、三二四	一、四
少年工	二〇一、二八四	九、四
成年工	一、九一九、五九五	八九、二
合計	二、一五一、一九一	一〇〇、〇

又工場監督官報告に基き、一九〇四年以後職工總數に對する幼少年工の百分比例を按ずるに左の如し。

一九〇四年	七、七
一九〇八年	八、六
一九一二年	一〇、八
一九一四年	一〇、七

コジミヌイフ、ラニーンの著書に依り、モスクワ縣に於て成年工少年工幼年工の百分比例に關する累年比較を擧ぐれば左の如し。

年	成年工	少年工	幼年工	合計
一九〇一年	八九、八五	八、七〇	一、四五	一〇〇
一九〇二年	九〇、五五	七、九九	一、四六	一〇〇
一九〇三年	九〇、三五	八、二一	一、四四	一〇〇
一九〇四年	九〇、八四	八、〇〇	一、一六	一〇〇
一九〇五至	九〇、九四	七、九四	一、一二	一〇〇
一九〇六年	九〇、六七	八、一五	一、一八	一〇〇
一九〇七年	九〇、九一	七、六九	一、四〇	一〇〇
一九〇八年	九一、五三	七、二六	一、二一	一〇〇

一九〇九年 九一、八四 七、〇八 一、〇八 一〇〇

都市に於る人口の集中 労働者の種類及び員数は右述ぶる所の如し。是等労働者の淵源に就ては地方農民の移動にあることは云ふまでもなし。固より従來都市に永住せる労働者は多少之あらんも、大多數は農民より吸収せる者なることは西歐諸國と其趣を異にせず。顧ふに露西亞の工業は五十年前に己に革新の時期に進み、其發展は實に著しきものであることは前章述ぶる所の如し。然れども經濟の中心は今尙ほ農業を離れず、人口の大部分は農民の占むる所たり。一八九七年の人口調査に於て人口總數の約七割五分は農民なり。最近に於てカウフマンは其著書「露西亞の農業問題」に於て、此比例を以て約八割と斷定せり。亦以て此期間に於る農工業消長の狀況を知るに足らん。

然りと雖も是の如く國民の大多數を占むる所の農民が次第に都市に移住し、工業労働者に轉化するの趨勢は争ふべきに非らず。顧ふに都市人

口の増加は種々の原因に依らんも主として工業の發展に伴ふ労働者の増加に依ることは各國に共通なる一般の事實なり。茲にアレキシンスキーの著書に依り人口十萬以上の大都市人口に關する累年統計を掲げん。

	一八六七年	一八九七年	一九一四年
ペトログラード	五三九、四七一	一、二六七、〇二三	二、〇一八、〇〇〇
モスクワ	三五一、〇〇九	一、〇三五、六六四	一、六七五、〇〇〇
ワルシャワ	一八〇、六五七	六三八、二〇八	七七一、〇〇〇
リガ	七七、四六八	二八二、九四三	四四〇、〇〇〇
キエフ	六八、四二九	二四七、四三二	六二六、〇〇〇
ロヂヂ	三二、三四七	三一五、二〇九	五一〇、五〇〇
ロストフ	二九、二六一	一一九、八八九	一六〇、〇〇〇
エカテリノスラフ	一九、九〇八	一一一、二一六	二二八、〇〇〇
バタ	一三、九九二	一一二、二五三	三三八、八一五
ナフ			五〇〇、〇〇〇
ナフ			一九八、〇〇〇
サフ			五七

労働者の狀況

ふ所の工場は職工六人以上を傭使せるものたり。此職工總數に就き約八〇五、〇〇〇、即ち五割二歩は移住勞働者たり。此比例を分類し之を縣別にすれば、五割以上なるもの十九縣、二割五歩乃至五割なるもの二十一縣、二割五歩以下のもの十縣なり。殊にモスクワ及びペトログラードは九割なりとす。

更らに工業の種類に依て此比例を見るに左の如し。

化學工業	七四、〇
織物業	六九、〇
穀工業	六四、四
金屬工業	六四、二
絹織物業	五九、三
動物的製品業	五六、三
紡績業	五〇、六

又之を工場の規模に依りて區別すれば

職工六乃至一〇〇	二八
同 一一乃至二〇	三七
同 二一乃至四九	四三
同 五〇乃至四九九	五四
同 一〇〇〇以上	五五

農民轉住の趨勢に就て、余は茲にモスクワに於て實驗せる事實を述べて讀者の参考に資せんと欲す。

余は露西亞滯在中、殊にモスクワの社會事情に就き資料の蒐集に務めたり。此市に於ては都市社會政策盛んに行はれたり。其中に市營の勞働紹介所若干あり余は其模範たるものに就き調査しけるが、偶然に一の重要な事實を發見せり。そは此紹介所を利用する所の勞働者の多數が市内に永住せる者に非らずして、地方の農民が此市に來りて業を求むる者なること是なり。西歐諸國に於て獨逸は市營勞働紹介所の最も發達

せる所なり。而して此設備の恩澤を受けるは市内の労働者其多數を占めたり。英國にては労働紹介は主として職工組合に依つて行はれたり。之に依り業を得る者は組合員に限り、決して農民に及ぼすことなし。然るにモスクワの市營労働紹介所に於ては、事實全たく之と異なり。最近一年に紹介を得たる労働者の中一割二歩が市内の労働者にして、其他はモスクワを距ること二百乃至三百露里の地方農民なり。而して此事たるモスクワの労働紹介に於る一般の事實たることを明かにせり。果して然らば労働紹介は市内労働者の失業の機會を減少する方法と云はんよりは、寧ろ地方農民をモスクワの工業に誘致するの機關たるものと云ふべし。此事實に徴するも亦農民が都市に蟬集し身を工業に投ずる者歳を追ふて奈何に其數を加ふるかを知るに足らん。

農民の轉住と土地の兼并 露西亞に於る農民轉住の趨勢を理解するに就ては、此國の農業事情を明にする必要あり。願ふに農民の轉住は工

業の發展に伴つて、當然起るべき世界の趨勢なることは固より争ふべからざる事實なり。然れど此趨勢の速度は其國農業に於る土地兼并の範圍と密接の關係を有せり。土地の分配宜しきを得、小農の多數を占むる國に在つては、土地兼并盛んに行はるゝ國に比して、此趨勢の緩漫なることは各國の實例之を證するに余あり。今露西亞の農業を見るに、土地の兼并は實に其特徴の顯著なるものたり。西歐に在つて英國が夙に土地兼并の模範を示せると均しく、東歐に在つては露西亞は實に之が好個の對照なりと云はざるを得ず。シユルチエ、ゲーグワニツの著書に就きて九十年代の初に當り政府の調査を按するに、私有地の合計九千三百萬デシャーチーンにして、其中農民の所有に係るもの僅に五百萬デシャーチーンに過ぎず。其他は貴族や豪族や然らざれば都市資本家の掌中に歸せり。幸に自治體の所有に係り住民は之に對して耕作の權利を有せる土地、約一億三千百萬デシャーチーンあるを以て、農民は纔かに其生計を維持

することを得たるも、土地兼并の状態は推して之を知るべし。露西亞に於て土地兼并の是の如く甚しきは、農奴解放の際に於る政府の處置其當を得ざるものありしに依れり。農奴解放の際に政府は徒らに貴族の意を迎へて、其分與地の限度を低下したるのみならず、代償價格は土地の収益に伴はざる高價に依りたり。去れば解放せられたる農民は、自由の束縛を免れたる恩典に對しては感謝措く能はざりしも、土地の分與に就ては却つて不滿の念を起すに至れり。加之ならず貴族が農民の無智に乘し土地の丈量に就き、又分與の歩合に就き、政府の命に背き私曲を行ひたるの事實は、今尙ほ農民の記憶に存し、怨嗟の聲は絶ゆる間もなし。去れば代償金に關し政府の權利に屬せる部分に就ては、此以後數回減額を行ひ農民の負擔を軽減し、一九〇五年に至つては全たく之を免除したり。之を要するに農奴の解放は政治上重大なる事實たることは争ふべからざる所なるも、之を經濟上より觀察し、其施設の主眼とせる

土地の分配に就ては、其効果や甚だ薄弱なるのみならず、却つて憂ふべき結果を生じたりと云はざるを得ず。

九十年代以後、政府は銳意小地主の創定に盡瘁し、或は低利資金の融通をなし、或は農業銀行の改正をなしたり。一九〇五年スリルイビン内閣は國有地、御料地の拂下を執行すると同時に、村落共有地所謂プロブスチイナの分割を奨勵したり。之が爲に多少土地兼并の弊害を匡正することを得たるも、人口の約八割を占むる所の農民に向つて、生活の本據たるに必要なる土地の分賦をなすことは到底得て望むべからず。農村に於て「吾々に土地を與へよ」との農民の聲は都市に於て「吾々に麵包を與へよ」との勞働者の聲と與に、歳を追つて其度を高めたり。

之を要するに露西亞の農村には一方に少數の大地主あり。一方に憫むべき無数の小作人あり。其中間に立つ所の小地主なるものは寥々として晨星の看をなせり。而して此小作人には二種の區別あり。一は國有

地御料地の小作人にして、一は大地主の小作人なり。前者に在ては小作料は低廉にして其地位稍々安固なるも、後者に至つては農奴の遺風拘束せられ、地主の誅求甚しく、若し之に應せざらんか、忽ち其土地より離れ一家數口道途に彷徨せざるを得ず。其境遇實に悲惨を極めたり。或は地方の狀況に依り小作人にして少許の土地を有し、小作兼自作農たる者少からざる所あり。此種の農民は其地位は純然たる小作人に比し多少優良なるものあるも、其の自作地の面積たる數デシヤチーンに過ぎず。其収益は極めて僅少にして、其生計に餘裕なきことは小作人に比し著しき等差を見ることなし。

カウフマンは其著書「露西亞の農業問題」に於て、農民の悲惨なる生活を敘述して、其證據として種々の事實を挙げたり。就中最も重要なるものは、國民死亡率に就き、露西亞が歐洲各國に於て最高位を占めたること、す。彼は一九〇八年に於ける各國死亡率を列舉せり。

露西亞	獨逸	以太利	佛蘭西	和蘭	瑞士	英吉利	瑞典	那威
三五	二六	二六	二二	二〇	二〇	二〇	一七	一六

人口千に就き

カウフマンは此統計に依り露西亞に於る國民衛生の奈何に憂ふべきものあるかを説明し、而して之が主要なる原因は國民の大多數を占むる所の農民の生活程度の低下なるに在ることを斷定せり。

露西亞に於る農民の狀態是の如く憫むべきものあり。彼等は相率いて都會に轉住し身を工場に投ずるに至るは必然の勢なり。而して轉住の

速度は農民の慘狀と比例を保つべきものとせば、一箇千里他國に其比を見ざる程度に於て、此趨勢の實現することは何人も之を想像するに難からず。然るに事實に於ては必らずしも然らざる所以のものは他なし。此國の農業に於ける特種の事情たる村落共有地ヲブスチイーナの存在に基くものに外ならず。

村落共有地と農工の聯絡

村落共有地の制度は村落の共有に係る土地に就き、住民は之を分割し耕作をなすを以て主眼となし、所有權は永久に村落に歸し住民は之に對し使用收益するの權利を有せるものとす。

當初は共同耕作の方法に依り各人は勞力を提供して耕作をなし、其收穫を各人に分配せしが、後に至つて分割耕作の方法行はれたり。分割耕作に就ては一定の期間を限り抽籤を以て其區分を定むるなり。此期間は三年乃至十年とし、地方に依りて其趣を異にせり。分割の方法に就ては先づ共有地を均一に區分し、種々の標準に依て之を住民に分配せり。或

は家族の員數に應じて之を定むるあり。或は家族の中、男子のみを標準とせるあり。或は男女與に分配に與るあり。或は特に勞働能力を有せる男子に限るあり。或は家族の勞働能力を推定して等差を設くるあり。地方の慣行區々に分れたり。分配を受くるの權利に就ては、一定の年限以上其土地に住居することを條件とし、一旦此權利を有せる者も一定の年限以上其土地を離るゝときは此權利を失ふものとせり。之を要するに村落共有地の制度は其大體に於て支那の井田法我國の班田と其性質を一にせり。

抑も此制度たる歐洲各國の古代の農業制度として廣く行はれたるものなり。去れど農業の進歩に伴つて次第に泯滅に歸し而して私有土地制之に代はつて起りたり。只獨逸の南部及び瑞士の一部に於て、アルメンドの名稱を以て其遺跡を存せるのみ。此制度は露西亞に於て今尙ほ存在し、而も其の行はるゝ範圍は極めて廣し。此理由に就ては學者間種々

の異説あり。ラヴレーは之を以て露西亞に於る家族制度存続の結果なりと断定し、コイヌラーは政府が地租の負擔に就き、村内住民の連帶責任の制度を採用したるの事情に依つて之が説明を與へたり。此問題に就ては余は之を特別の研究に譲り深く之に論及せず。要するに村落共有地の制度は現在に於ては露西亞農業の特徴にして、殆んど露西亞の全般に涉つて存在し、先に述べる如く九十年代政府の調査に依れば約一億三千万デシヤーチン面積を有せり。殊に中部に於て盛んに行はれたり云ふ。

此制度は露西亞の農民に對して、砂漠に於るヲーシスの如く、土地の兼併の爲に小作人として地主の迫害に困憊せる農民に對し、一種の慰安と休養を與ふるものたり。單に國民經濟の見地より觀察するとき、所有權なき土地の耕作は農事の改良、收穫の増加等に於て欠陥少なからざることは何人も否定せざる所なるも、社會問題の見地に徴すれば、農民が之に

依つて生活の本據を得、安全なる地歩を有せることは固より言を俟たず。村落共有地の制度が農民轉住の趨勢に對して如何なる影響を與ふるかの問題に就て、余の見る所に依れば此制度は此趨勢を阻止するの力を有せるものと云はざるを得ず。願ふに此制度の行はるゝ所の農村の住民は成るべく其土地を離るゝことを欲せざるは人情の自然なり。此點に就ては彼等の心理状態は小地主と其趣を一にせるなり。假令一時生計の必要に迫らるゝか、或は地位改良の欲望に驅られ都會に轉住するも、一定の期間を過ぐれば歸住の際に耕作の權利を失ひ延いて生活の本據を失ふの危険あるを以て、成るべく歸住を急ぐの傾向を生ずるなり。而も工場労働は決して生計の安固を保障するものに非らず。老廢業を執るに堪へざるに及んでは、道途に彷徨し窮民の伍に加はるを免れざるの事情は、更らに彼等をして歸住の念を強からしむるなり。是等の事實に徴するとき、村落共有地の制度が農民の轉住を阻止するの結果を生ず

るは必然の勢なりと云はざるを得ず。

一九〇六年ストルイピンが村落共有地を廢止し之を分割して住民の私有地となすの計畫を立つるや、社會黨の一派は擧つて之に反對し、是れ工業労働者をして農村に於て生活の本據を失はしむるものたり。農工の區畫裁然たるの結果は都市の窮民其數を加ふること西歐諸國と同一に歸すべしと論じたり。賛成者は農業の發達の爲には公有地よりも寧ろ私有地を必要とすること、及び社會主義の傳播を防ぐ爲には、社會主義が依つて以て新社會の一種の模型となす所の此制度の廢止を圖らざるべからずと説けり。スリルイピンは終に意を決して此制度の廢止を斷行せり而も強制を加ふることなく成るべく勸誘の方針を執ることゝなせり。是くて村落共有地の制度は地方に依つては漸次頽敗に歸する所あるも之を以て一般の趨勢と云ふことを得ず。今に至るまで此制度は露西亞農業の特徴として存在し、而して農民の轉住を阻止し農工の聯絡を

維持するの効果は争ふべからざるものあり。

右述ふる所を要するに、露西亞の農業に於ては一方に於て土地の兼并は農民の轉住を促進し、一方に於て村落共有地の存在は却つて之を阻止するの原因となれり。去れば農民の轉住なる各國共通の趨勢は露西亞に於て否定すべからざる事實なると同時に露西亞の工業に於て西歐諸國に比類なき特別の事情發生せり。即ち労働者の方面より云へば農村は定季労働者を都會に供給すること、又資本家の方面より云へば大工場を農村に散在せしむること是なり。乞ふ次に之を説明せん。

定季労働者とは農民が耕作の餘暇を以て、一定の季節に都會に來りて工場労働に従事する者なり。此種の労働者は冬季は都會に移り夏季に至つて農村に歸るを常とす。露西亞にて夏季は概して賃銀高く且つ同盟罷工の類繁なるは、乃ち此時季に於て農民の購買力増加し、従つて工場の製品に對する需要の膨脹するに拘はらず、工場に於て定季労働者は減少

し、従つて勞力に對する需給の平均を失ふが爲に、勞働者は資本家に對し壓迫を加ふることを得るに依るなり。

露西亞の工場に寄宿舎を設けたるもの多し。抑も寄宿舎の制度は西歐諸國に於て見るを得ざる所なり。此制度は定季勞働者と密接の關係を有せり。即ち定季勞働者は都會に永住する者に非らず、一時工場に入る者なるが故に、之を收容する必要に基き寄宿舎を設くるに至りしなり。定季勞働者が都會に来るや、アルテルの組織を利用する者多し。此方法に依れば農民は組合を作り首長を設け其指揮の下に工場に入るなり。工場は契約を結ぶに當り各個勞働者に對して之をなすことなく、アルテルに對して共同に之を行ひ、賃銀の如きも引纏めて之を組合に支拂ふなり。此方法の爲に農民は團體勞働として工場に入るの途を得るなり。定季勞働の行はるゝ範圍は工業の種類に依つて異なれり。概して之を云へば特に修練を要する工業には此種の勞働者は次第に減少し。然ら

ざる工業には其數多し。一八九三年工場監督官報告に依れば工業の種類に依る專業勞働者と定季勞働者の百分比左の如し

	專業勞働者	定季勞働者
金屬業	九七	三
化學工業	九五	五
紡織業	九二	八
活版業	九二	八

アレキシンスキーの著書に依り一八九三年各種の工業を平均して此比例を求むれば專業勞働者七〇、八にして定季勞働者二九、二なりと云へり。政府の勞働統計に於て、雇傭期間の長短に基きて分類せる職工數の統計あり。即ち雇傭期間一年以上と一年以下とに分ち前者を長期契約と稱し、後者を短期契約と稱せり。短期契約の者は全たく定季勞働者と云ふことを得ざるも、其大部分は此種類に屬せる者と云ふも不可なし。余は茲にポゴジエフの著書に就き之に關する統計を鈔録せん。

一八九三年工業の種類に依る統計左の如し。

調査工場数	職工数	長期職工数	比例
紡織業	一三九一	三九三、九二二	八三、五二
木工業	二一四	九、七八一	六九、六九
鐵工業	四六五	五六、三七〇	八八、八九
金屬業	一〇四〇	五九、五五〇	六四、六四
食料品業	一一九六	一一四、〇七六	三四、六二
動物的製品業	一〇四一	一六、〇七七	五三、九三
合計	五三四七	六七九、七七六	七〇、八七

又各種の工業を通じて、一八八六年乃至一八九二年に於る長期職工の統計左の如し。

調査工場数	職工数	長期職工数	比例
一八八六年	一三二八	二七六、五二六	八三、六七
一八八七年	一四六七	三〇八、一〇六	八三、八二
一八八八年	一五六七	三四一、四三〇	八三、六九
一八八九年	一七七七	三七六、九七四	八三、九二

一八九〇年 一九九四 四〇七、〇四七 三四一、九五七 八四、〇〇
 一八九一年 二〇二七 四二五、四七八 三六〇、八九八 八四、八二
 一八九二年 二一四四 四五三、六〇八 三七四、四五〇 八二、〇五

定季労働者なるものは農工の聯絡を維持し、延て社會問題の解決を容易ならしむるの力あるも、此種の労働が果して永續すべき性質を有せるものなるや、自ら疑問に屬せざるを得ず。一八九六年大藏省報告に依れば、專業の工業労働者の數尙ほ少なく寧ろ農業の餘暇を利用する所の労働者多數を占めたりと云ふは、所謂官僚的樂觀の見解に過ぎず。パゴジエフの如きは工業革新以後農工分離の趨勢は滔々として禦くべからざるものあり、八十年代九十年代に於る工場監督官報告其他政府の統計に徴するも此事實や掩ふべからずと斷定せり。余の滯露中蒐集せる資料に徴するも、工業の盛大なる中部露西亞に於ては、此種の労働者は次第に其跡を絶てり。南部の鑛山業鐵工場に於ては尙ほ此事實存在せり。願ふに此種の労働は村落共有地の制度と其生命を與にすると云ふべく

村落共有地が頽廢に歸するに従つて、此種の勞働は泯滅に歸するものと斷定するは不當に非るべし。

露西亞に於て大工場が都市に集中せずして農村に散在せるもの多きことは、是れ亦農業に於る特別の事情に基くものにして、定季勞働者の存在と同一の理由に依つて之を説明することを得べし。アレキシンスキーの如きは之を以て露西亞に於る工業の特徴と斷定し、而して此事實たる低廉なる敷地を得ること、附近に原料、燃料又は水力の存在せること等種々原因に基けるも、其主因は農村に於る豊富なる勞力の供給を利用するに在ることを説明せり。

今ポゴジェフの著書に依り、一九〇二年に於る職工數一〇〇〇人以上の大工場の所在に就き、都市と農村の區別をなせば左の如し。

職工數	一、〇〇〇	職工數	一、〇〇〇
	乃至二、〇〇〇		乃至二、〇〇〇
工場數	八九	工場數	一七五
	都市		農村
職工數	一、二八、〇〇〇	職工數	二、四四、〇〇〇

職工數	乃至二、〇〇〇	職工數	乃至二、〇〇〇
	乃至一、〇〇〇		乃至一、〇〇〇
工場數	一〇	工場數	二七
	四五		一〇四
職工數	一、三六、〇〇〇	職工數	三〇八、〇〇〇
職工數	六四、〇〇〇	職工數	一八二、〇〇〇
職工數	二二、〇〇〇	職工數	六九、〇〇〇
職工數	三五一、〇〇〇	職工數	八〇四、〇〇〇

右統計に就き、特に重要工業の種類に依り之を分類すれば左の如し。

工場數	六九	工場數	一〇五
	四五		一一三
職工數	一、六七、四〇〇	職工數	二、八五、五〇〇
職工數	一、二四、六〇〇	職工數	二、九九、三〇〇
職工數	三、八〇〇	職工數	一、七、九〇〇
職工數	一五、一〇〇	職工數	二、四、一〇〇
職工數	四、二〇〇	職工數	七、三〇〇
職工數	七、四〇〇	職工數	四、九〇〇
職工數	二、三〇〇	職工數	三、七〇〇
職工數	一、三〇〇	職工數	一
職工數	三三七、八〇〇	職工數	六、四二、七〇〇

余は是より労働者の工場生活に就て述ぶる所あらん。之に關する詳細の事實に入るに先つて、労働者と資本家の間に存する心理状態の一斑を擧ぐるは必要の事たるべし。

労働者と資本家の關係　一八九五年大藏大臣が工場監督官に與へたる訓令は此事實を明かにするに就き有力なる資料なり。曰く我國には西歐諸國に於て所謂労働者の階級なし、従つて労働問題未だ發生せず、資本家と労働者の間には主従關係存在し、資本家は労働者の保護に力を致し、二者の間親密なる關係を保てりと。

此訓令に於て露西亞に労働問題なしと云ひ、或は資本家は労働者の保護に力を致せりと云ふは、必竟官僚の徒が自ら欺き世を欺き徒らに資本家に迎合する所の慣用の語として一顧の價值なきも、主従關係の存在を斷定せるは或意味に於て事實の真相に觸れたるものと云はざるを得ず。願ふに主従關係に二種の區別あり。資本家と労働者の間に情誼の觀念

充實し、其關係の親密なるもの、之を真正の主従關係と云ひ。工場主に此温情なく、只此美名に隠れて労働者に向つて壓迫を加へ、私利を逞ふするもの、之を虚偽の主従關係と云ふ。此訓令に於て所謂主従關係なるものは前者の意義に於て之を用ひたるものなることは固より言を俟たず。然れども此國の工場事情を明かにするときは、此斷定を許さず後者の意義に之を解釋せざるを得ざるなり。

凡そ工場に於る主従關係は工業革新の初期に當り各國に於て常に見る所の事實なるも、殊に露西亞に於て之が發生を促がす所の一種の事情あり。何ぞや、農業に於る農奴の遺風是なり。一般の労働階級に於て、此忌むべき風習は到る所之を認むることを得べきも、工場労働者に於て殊に其の甚しきを見るなり。資本家は労働者を視ること別種の階級の如く經濟上の關係に基ける階級の區別よりは、寧ろ社會上の關係に基ける階級の區別の如くに思惟し、従つて工場に於る訓練規律の嚴肅なることは

西歐諸國の工場事情に通曉せる者の想像の及ばざるもの多し。後に述ぶる所の過怠金の制度の如き以て其一斑を窺ふに足るべし。又工場主が労働者に對し鞭撻を加ふるの事例は稀有の事に非らず。余はモスクワの某工場に於て労働者が工場主を見るや恐懼措く所を知らず忽ち跪きて其手に接吻したることを見たり。是等の風習が露西亞人の經營に係る工場に於て存在することは敢て怪むべきに非らざるも、外國人殊に英國人の工場に於て尙ほ之を見るに至ては奇異の感を起さざるを得ず。蓋し英國の資本家は本國に於て労働者に對し對等の關係を以て之を待つに拘はらず、露西亞に越けば乃ち態度の變化是の如きは露西亞の國風の然らしむる所なるべし。

工場に於ける此弊害に就ては強ち資本家をのみ咎むべきに非らず。労働者自身も亦其責任を分たざるべからず。願ふに國民一般に教育の普及せざること露西亞の如きは西歐諸國に其比を見ざる所たり。無教育

者の數は四分の三に達せりと極言せる者あり。奈何に之を辯護するも、人民の半數は無教育者たることは争ふべきに非らず。労働者の階級に於ては農民に比すれば國民教育の恩澤に浴せる者比較的多し。殊に近時大都市に於て所謂労働者の貴族と稱せらるゝ所の高等労働者の發生せる事實に徴するも亦之を推すに足らん。去れど之を概言せんか、労働者の知識の程度は極めて低下なりと云はざるを得ず。且又此國の労働者は酒を嗜むこと甚しく、性行放逸に流れ、夫のニチエウヲ(無頓着)は日常生活の格言たり。従つて業務に従事するに當り、責任の觀念なく、自制の精神を缺きたる爲め、工場の監督に手數を要すること多し。余の視察せる工場に於ても監督者の眼を窺みて手を休めたる労働者が、監督者を見るや否や倉皇業に就くの事例は到る所之を見たり、是の如き労働者が工場に多數を占むる間は彼等が資本家より農奴の待遇を受くるは亦已むを得ざるべし。

労働時間及び休業日 労働時間に就て工場の実状は工場法の規定と與に變化せり。一八八二年始めて十二歳乃至十五歳の幼年工の労働時間を八時間に制限し、一八九七年に至り十五歳以上の各種の職工に對し十一時間半の制限をなせり。余は一八八二年以前工場に於る労働時間の事實を調査したるが之に關する資料完たからず已むを得ず、一八八二年乃至一八九七年の事實に止むることとせり。

一八九六年工場監督官報告に依れば、ペテログラードに於て、十一時間以上の労働時間を課せられたる労働者は其總數の五割六歩に達せり。モスクワに於ては、十一時半以上の労働時間を課せられたる労働者は其總數の六割七歩強なり。

一八九七年工場法委員會に於て、モスクワ工場監督官フエドロフは此地方の小規模の織物工場に於ては、十七時間の労働を課せるもの多きことを説明せり。

一八九七年ルスキヤウエドモスト新聞が各種の工業に就き一八九四年及び一八九五年に於る労働時間の調査の結果に依れば、十一時間以上の労働時間の工場は總數の四割六歩を占めたりと云ふ。

更らに紡績工場に於る労働時間の状況を按ずるに、一八九七年ランゴウライの紡績工業に於る労働時間の制限と題せる著書に於て、同年工場法改正の前、紡績工場の労働時間の一班を示せり。之に依るときは露西亞の紡績工場に於ては一組執業と二組執業と並び行はれたり。而して其割合は地方に依て異なれり。今主要工業地に就き、工場總數に對する此二種の工場の百分比例を示せば左の如し。

	一組執業	二組執業
モスクワ	三一	六九
ペテログラード	八三	一七
ペトリカウ	八〇	二〇

是等地方に於て一組執業の工場に就き労働時間に依つて分類せる工場

の百分比例左の如し。

モスクワに於ては

一〇乃至一二時間

四、九

一二乃至一三時間

三六、一

一三乃至一四時間

四六、一

一四時間以上

一一、九

ペトログラードに於ては、右の工場凡て一二時間乃至一四時間なり。

ペトリカウに於ては

一〇乃至一一時間

四

一一乃至一二時間

八〇

一二時間以上

一六

一八九七年改正工場法に依り、十一時間半の制限始めて實行せられたり。之に關しては後章に於て之を詳叙すべし。此法律たる露西亞の社會史に於る空谷の聳音とも云ふべく、殊に成年男工の時間制限に就き各國に先鞭を着けたるは、人をして奇異の感を起さしむるなり。此規定に依り

て労働時間に関する弊害は大に除去せられたることは疑を容れず。只憾むらくは法律の實行は稍々空疎にして、立法の精神を貫徹せざるものあることなり。

労働時間に關聯して注意を要する事實は此國工場に於て休業日の多きこと是なり。此休業日は宗教の儀式に關するものにして、資本家も労働者も之を奈何ともすることを得ざるなり。ラヴラレは其著書歐洲労働者事情に於て、此休業日は日曜日を包含し、一ヶ年八十六日に達せる地方多しと云へり。此他宗教の迷信の爲に臨時休業をなすこと時々之あり。殊に月曜日以外の日に於て新たに業を始むることを忌むの風習を存せる地方もあり。是等の事實たる實に露西亞の特徴にして、西歐諸國に比類なき事なり。

労働者の賃銀と過怠金の制度 露西亞に於る労働者の賃銀の状況を按ずるに、西歐諸國に比して極めて低廉なることは云ふまでもなし。茲

に之に關する各種の統計を掲げん。
工場監督官報告に基き、業務の種類に依る貸銀年額に關する最近の統計
左の如し。

	一九二一年	一九二二年	一九二四年
金屬業	三九七	四〇〇	四五六
石油業	三六九	三三八	四一七
動物的製品業	二九六	三〇〇	三一九
製紙業	二八三	二八八	三〇一
化學工業	二六八	二七三	三一〇
木工業	二五六	二五八	二八四
混合織物業	二七六	二七二	二五六
織物業	二三三	二三九	二六四
毛絲及毛織物業	二四六	二四五	二〇五
綿絲及綿織物業	二一八	二二〇	二一一
生絲及絹織物業	二二二	二二三	一七八
麻及麻織物業	一七〇	一八〇	一六九

食料品業

一五九

一五六

一六六

コジミヌイフ、ラニーンが特にモスクワ縣に於る紡織及び鐵工業に就て
調査せる、貸銀年額の累年比較、左の如し。

年	紡織業	鐵工業
一九〇一年	一七一、五八	三〇九、一二
一九〇二年	一七一、三七	三〇六、〇三
一九〇三年	一七四、五一	三〇四、八二
一九〇四年	一七二、二五	三二二、一九
一九〇五年	一七八、〇七	三〇七、八六
一九〇六年	一九七、七五	三四六、二〇
一九〇七年	二〇八、四四	三五九、一二
一九〇八年	二一〇、八三	三六二、一〇
一九〇九年	二一一、一五	三五九、〇五

同氏がモスクワ縣に於る各種労働者の平均貸銀年額の累年比較に關する
調査の結果左の如し。

一九〇一年	二〇一、三七
一九〇二年	一九七、一三
一九〇三年	二〇〇、三三
一九〇四年	二〇一、六五
一九〇五年	二〇三、三四
一九〇六年	二二八、三二
一九〇七年	二三七、四九
一九〇八年	二三六、四九
一九〇九年	二三七、四三

是等の統計に依るときは、露西亞に於る労働者の賃銀の低廉なることは固より疑を容れざる所なり。余は茲に之を各國と對照する能はざるも、單に紡績工場に就てシユルチエ、ゲーヅワーニツの調査を引用せんに、氏は九十年代モスクワの紡績工場に於る賃銀は、之を英國に比し約三分の一、米國に比し約四分の一なりと断定せり。此事實は彼我賃銀の比較に就き、有力なる参考となすに足るべし。露西亞に於る賃銀が西歐諸國に

比して低廉なることは是の如きは種々の原因に基けり。労働効程の劣等なること、生活程度の低下なること等、一般の經濟理論に依つて説明し得べき事實の外に、此國に特殊なる社會事情存在せり。即ち都市の工場に在る所の労働者が、村落共有地の存在等の事情の爲に、其原籍地の農村と密接の關係を有せることは是なり。工場に在る女工が出産をなすときは、其兒童を原籍地の農村に送付するは屢々見る所の事例たり。又家族中に老廢業に堪へざる者あれば、之を農村に送付するを例とす。斯くて幼児や老廢者の多數は農村の扶助に委せらるゝを以て、工場に在る労働者は之に對する扶養の義務軽減せられ、従つて低廉なる賃銀を以て自ら甘んずるに至るなり。

或地方にては自治體の住民中に地租滞納者ある場合に、其處分に就き奇異なる慣行あり。元來露西亞にては村落共有地の行はるゝ地方に於ては、最近に至るまで自治體の住民は、地租の納付に關し連帶の義務を負ふ

の制度存在せり。去れば自治體は滞納者ある場合には其負擔を免るゝ爲に、都市の工場主と特約を結び、滞納者を工場に送り、而して滞納金に就ては全部工場主をして之を負擔せしむるか、或は其幾部を負擔せしめ、其殘額は自治體之を支出し、工場主が労働者に支拂ふべき賃銀を直接自治體に送付せしめ、由つて以て償還をなさしむることありと云ふ。

是等の事實は實に露西亞の特徴にして、其の賃銀に及ぼす影響の多大なることは推して之を知ることを得べし。

賃銀に就ては常に其額の低廉なるのみならず、其支拂方法に就て幾多の弊害存在せり。實物賃銀支拂方法の如きは法律の禁止せる所たるに拘はらず、工場販賣店に依り物品の販賣に托して間接に此禁止の規定を避くる場合あり。又賃銀支拂の期間に就て、一ヶ月一回以内たるべしとの法律の規定の存せるを顧みず、長期に涉つて支拂をなし、爲に労働者をし不測の損害を被らしむる場合往々之ありと云ふ。

賃銀に關聯して、最も注意を要する事實は過怠金の制度なり。此制度たる各國に存在せるものなるも、此國の如くに適用の範圍は廣く而も其金額の鉅多に上るは稀有の事なり。是れ亦虚偽の主従關係の一例たらん。余は茲に工場監督官報告に依り過怠金に關する事實を述べん。一九〇一年には賃銀一〇〇留に對し平均二二、五コペックにして、職工一人に對し平均四五、四コペックなり。同年以後是等の平均額は次第に低下し、一九〇七年に至つては前者は九六コペックとなり、約五割七歩の減少を示せり。後者は二二、〇コペックとなり、約五割一步の減少となれり。然るに一九〇七年以後は此平均額は再び増加するに至れり。前者は一九一三年には一七、七コペックにして、一九一四年には一六、三コペックとなり。後者は一九一三年には四六、八コペックにして、一九一四年には四四、三コペックとなり。過怠金を課したる工場數の工場總數に對する比例は、一九一三年には二割五歩三厘にして、一九一四年には二割五歩二厘なり。過怠金を課

せられたる職工數の職工總數に對する比例は、一九一三年には七割二歩五厘にして、一九一四年には七割二歩七厘なり。

過怠金の件數合計は、一九一三年には三、八〇九、〇二六にして、一九一四年には三、四五六、七七六なり。過怠金合計は、一九一三年には七、二五、三七七にして、一九一四年には六、三、一、八八四留なり。一件に對する過怠金平均額は、一九一三年には約十九コペックにして、一九一四年には約十八コペックなり。又過怠金を課せられたる職工數は一九一三年には一、四、二、三、七六九にして、一九一四年には一、四、二、五、七九九なり。即ち一人の職工が過怠金を課せらるゝ回数は、一九一三年には二、六八にして、一九一四年には二、四二なり。

今コジミヌイフ、ラニーンの調査に依り、特に一九一〇年モスクワ縣に於る過怠金に關する統計を擧げん。

年	職工一人に對する件數平均	一件金額平均	貸銀一〇〇留に對する比例
一九〇一年	四六	二九、八〇	一五
一九〇二年	一、二六	二七、〇〇	一四
一九〇三年	一、三二	二七、〇四	一三
一九〇四年	一、五一	二八、八二	一四
一九〇五年	一、〇七	一七、二九	九
一九〇六年	八八	一一、三二	五
一九〇七年	一、〇五	一五、〇〇	六
一九〇八年	一、一九	一七、八〇	八
一九〇九年	一、三三	二一、〇四	九

過怠金の徴收に就ては通常賃銀より控除せるも、工場に依つては強制貯金の方法を設け、職工に支拂ふべき賃銀の幾部を貯金の名義を以て強制的に保管をなし。而して過怠金を課する場合には、此貯金より控除をなせり。且又職工が雇傭契約の期間内に退場するときは、此強制貯金を沒收するを例とせるが故に、之に依つて得る所の工場の収入は鉅額に達す

ること屢々之ありと云ふ。

此過怠金の制度は露西亞の工場に於る多年の宿弊たることを俟たず。蓋し此過怠金は其金額に制限なく、且つ工場主の収入に歸するが故に、工場主は之を以て間接に賃銀減少の手段となしたり。然るに一八八六年工場法の改正に依り、此金額に就き賃銀三分の一を超過することを得ず、且つ之より生ずる所の収入は之を救済資金に繰入るゝことを強制せられたり。此以後過怠金の弊害は多少之を除去することを得たるも、露西亞の法制に於る一般の弊害として、法令の實施は缺陷多きを免れず、従つて過怠金に對する監督の如きも嚴格に勵行せざる場合多し。アレキシンスキーの如きは屢々此事實に就て猛烈なる攻撃を加へたり。

寄宿舎と工場販賣店 露西亞の工場には寄宿舎の設備あるもの多し。是れ亦西歐諸國に於て見るを得ざる事實にして、我國の工場と東西相對するものと云ふべし。先に述べたる如く、寄宿舎の設備は農村より來る

所の定季労働者を收容する必要に基けるものなり。又定季労働者に非るも、雇傭關係の極めて放漫なる露西亞に於ては、職工の轉移を防ぎ之を拘束するの必要に基き、寄宿舎を設けたるもあるべし。又寄宿舎に收容せられたる職工は女工多きの事費に徴すれば、特に女工に對し保護を加ふるの趣旨に出でたるもあらん。

余がモスクワに於て巡覽せる工場の中に、寄宿舎の設備あるもの若干あり。茲に其一例として日誌中よりプロトポフ更紗工場に於る狀況の一斑を鈔録せん。

此工場の職工數約六千人なり。其半數は寄宿舎に收容せられたり。寄宿舎は二部に分れ、獨身者に對するものと、家族を有せる者に對するものとの區別あり。獨身者は雜居制に依り廣大なる室に多數收容せられたり。此職工は主として女工なりき。各自に寢臺を與へ、其側に物置の用をなす箱を備付けたり。寢臺の装置は稍々密集の嫌あるも、我國工場の

如くに床上に布團を敷くに非るか故に、各自の區畫は稍々整然たるものゝ如し。家族を有せる者は分房制に依り、一家族毎に各々一室を與へたり。各室の装置は勞働者の住居としては心地善く見ゆるなり。中にはミシンを置きて裁縫をなせる主婦あり。搖籃の中にすやすやと眠れる幼兒もあり。或は窓に鳥籠を掛けたるもあり。室の一隅に樂器を置けるもあり。余は寄宿舎を視察しける間に、偶然に一の注意すべき事實を見たり。それは分房室にも雜居室にも到る所聖像や皇帝の肖像が壁に貼布せられたることなり。恰も我國紡績工場の寄宿舎にて北陸地方の女工多き所には、女工が本願寺法主の肖像を壁に貼布せると同一の看を呈せり。又寄宿舎の一室を割きて禮拜堂となせるものもあり。因に云ふ露西亞にては大工場の附近には教會あり。又大工場の内には必らず禮拜堂あるを例とせり。

寄宿舎に附屬せる設備としては、病院あり、幼兒收容所あり、其組織の完備

せること、我國に於て見るを得ざるものたり。余は此外にシロー織物工場等若干の工場に於て、寄宿舎の實況を目撃したり。其設備は大同小異なるを以て茲に之を述べず。

願ふに是等の工場たる何れも模範工場の名あるものなり。其設備の完備せるは言を俟たず。之に依つて一般を推すべきに非らず。余は滯露數句此他の工場に就き最も不完全なる寄宿舎を求めたるも、紹介の機會を得る能はざりしは遺憾に堪えず。

露西亞の寄宿舎制度には一種特別の性質を有せるものあり。是れ他なしアルテルの經營に係る寄宿舎是なり。先に述ぶる如く職工の雇傭が工場主と勞働者の直接の關係に非ずして、アルテルなる勞働者の組合之が中介たる場合に於ては、アルテルにて寄宿舎を有し恰も一種の合宿の如くに共に宿泊をなすなり。

寄宿舎制度は經過時代の事實にして漸次廢止に歸する傾向あり。元來

寄宿舎は工場主より云へば不利益の場合多し。之に要する固定資本多きのみならず、職工の減少せる時に於ては不用に歸するなり。去ればモスクワ工場主は漸次之を廢し之に相當せる賃銀を増加し、由つて以て職工をして獨立の生活をなさしむることを圖れり。要するに露西亞に於て寄宿舎制度の存続せる間は、西歐諸國に於る如き住居問題の危機は多少之を緩和することを得るは否むべからざる事實たり。

寄宿舎に次て露西亞工場の特産物は工場販賣店なり。西歐諸國にては大工場に於る消費組合の經營に係る販賣店の事例は善く人の知る所たり。露西亞の工場に於ては此販賣店は工場主の經營に係るものたり。其の標榜する所は職工に對して廉價にて物品の供給をなすに在り。真正の主従關係を存せる工場には、販賣店の施設善く此趣旨に適ふものあらんも、多數の工場に於ては、之を濫用し工場主が販賣の利益を貪り、却つて高價に粗惡の物品を賣附る者あり。工場法に於て工場販賣店に關す

る監督の規定あり。物品の種類及び販賣價格に就て、政府の認可を受くることせり。此監督の實行以後、多くの工場は販賣店を閉鎖せり。之を存続せる工場に於ても販賣價格は著しく低減せられたりと云ふ。或は工場に依ては特約を結べる商店あり。工場主は其の備せる職工に向つて、此特約販賣店に就き購買をなすことを強制せるものあり。工場監督官ヤンシールの調査に依れば、雇傭契約に於て之を明示せる工場ありと云ふ。此場合に於ては工場は其特約販賣店より其利益の幾分を納めしむるを例とせり。此特約販賣店に就ては法律に於て何等の檢束を加ふることなし。

雇傭契約の形式 雇傭契約の狀況を按ずるに、其の不完全なること我國に髣髴たり。雇傭契約に於ては通常雇傭期間を定むるに止まり、賃銀時間等の事項に就ては、凡て工場規則に依りて定まるなり。而して此工場規則に就ては政府の監督は只形式に過ぎず。元來無教育者多き勞働

者の階級に於て此工場規則を了解せる者は稀に之を見るのみ。勞働者は内容の何たるを知らざる契約に依つて、徒らに其自由を拘束せらるゝの奇觀を呈せり。

雇傭期間は概して長期なるを例とせり。モスクワ地方にては半ヶ年を普通とし、一ヶ年なるものも亦少なしとせず。因に云ふ此長期の契約に於て、賃銀は此期間を通じて合計に依りて定むる場合少なしとせず。雇傭期間は是くの如く契約に明示せられ、而して法律に依り期間の解除に關し、嚴密なる監督の規定あるに拘はらず、勞働者の移動は頻繁に行はるゝことは西歐諸國に於て稀に見るの事實なり。露西亞に於て工業の經營に従事せる佛國資本家某氏が、露西亞勞働者を目して、工場に於る遊牧の民なりと云へるは適評なりと云ふべし。此弊害を匡正する手段として、工場主は或は寄宿舎の制度を設け、或は強制貯金の方法を立て、由つて以て法律に依る監督の不備を補ふことを圖りたるも、其効果の見るべきもの少なし。

雇傭契約の一種の形式としてアルテルが中介となるの事例は先に之を述べたり。此方法たる當初は何等の弊害もなく、圓滑に行はれたりしが、次第に憂ふべき事實を生じたり。願ふにアルテルは當初組合の性質を有し組合員中より適當の人か其首長となりて、賃銀其他の事項に就き代表者となり契約を結び、賃銀は首長之を受取りて組合員の間に分配するの慣例なりしが、次第に其首長が營業者の性質を帯び、自己の計算に於て組合員を募集し、工場主より請負の方法を以て賃銀の支給を受け、其幾分を自己の掌中に收め、其他を勞働者に與ふるに至れり。此場合に於て組合員は其傭先をも明かにせず、其首長の命するまゝに工場に趣き勞働をなすの事例ありと云ふ。首長は又組合員に對し高利貸をなす者あり。或は酒や煙草の轉賣をなす者あり。或は飲食店と特約を結び、不當の利得を貪る者もあり。組合員に在つても最も利益ある條件を約束する者

を以て首長となせる場合もあり。是くて労働者は次第にアルテルを嫌悪し、工場主に對し直接の契約を結ぶの傾向を生ずるに至れり。

モスクワの貧民窟 余は本章を了ふるに當り、モスクワに於る有名の

貧民窟、ヒートルスカイヤの状況を述べんと欲す。

ヒートルスカイヤはモスクワの東部に在る貧民部落にして、常に露西亞に於るのみならず、歐洲に於る有数の貧民窟として、倫敦のイーストエンドと東西好個の對照たり。夫のゴルキイの小説「止底」に於る貧民の状態は此部落の光景を描寫したるものなり。而してゴルキイ自身も此部落の貧民の出身なりと云ふ。

余のモスクワ滞在中、一日大學講師エウチーヒエフ氏の勸めに依り此部落に趣けり。車を驅つて次第に其中心に近づくに従ひ、人の容子も家の有様も何となく別世界の觀を呈せり。バラック式の廣大なる建物の前にて車より降りたり。此建物は市營の廉價飲食所にて、折柄打集ふ數多の

貧民は一皿十コペックの安飯にて、繼かに飢を凌げる光景は覺へず余等をして顔を蔽はしめたり。廉價飲食所を出れば、前に大廣場あり。襤褸を纏ひ、破帽を被り、跣足のまゝなる幾多の貧民は何のなすこともなく只其間を徘徊せり。中には幾多の女性も加はれり。余等を護衛せる警官は先づ余等一行に警告して外套の釦を締めしめたり。忽ちにして四五人の貧民は一行の前に立塞がり、頻りに錢を乞ふなり。當初は彼等の云ふがまゝに、或は五コペック或は十コペックを與へけるが、貧民の群進んで來る者、陸續として引も切らず。之を拒絶すれば怒罵恐ろしき形相にて今にも攫み掛らん勢を示せり。此危険なる状態を見て、警官は大喝一聲彼等を叱咤して近くことを得ざらしむ。余等茫然佇立して彼等の行動を凝視せり。警官の語る所に依れば、ウヲートカ禁止の爲に、彼等が酒氣を帯びざるこそ勿怪の幸なり。若し然らざらんには奈何なる暴舉を加へんも測られずと。斯くて群集の間を通り過ぐれば、前方に一帯の家屋あり。

是れ貧民の爲に設けられたる市營の無料宿泊所なり。何れも木造にて二階建の極めて粗悪なる建築なることは云ふまでもなし。余は其中に入りて仔細に彼等の生活状態を視察せんとせしが、警官は頻りに余等を制止せり。蓋し其危険を慮りてのことなるべし。暫時戶外に立ちて内の模様を伺ひけるが、叫喚の聲毆打の音露々として、加ふるに一種の異臭鼻を衝て來るあり。到底人類の生活とも思はれず、東歐に於て花の都と稱せられたるモスクワの一部に、此悲惨悽愴を極めたる暗黒社會あることを思へば、文明の價值果して若干なるかを疑はざるを得ず。

無料宿泊所の傍に、有名なる慈善家某の廉價飲食所あり。案内に連れて内に入れば、建築と云ひ、裝飾と云ひ、市營のものに比すれば頗る立派なり。階上の應接室にて、四圍の光景を眺め乍ら、主任の婦人と此部落の貧民の状況に就き種々の談話を試みたり。其の語る所に依れば、モスクワの或孤兒院より毎夜此部落に來り、憫むべき棄兒や孤兒を拾ひ集むる篤志の

婦人ありと。余は之を聞き男子と雖も近づくことを敢てせざる此危険地域に、大膽にも深夜に來る、其犠牲的精神や、博愛的熱心は實に敬慕に堪へず。社會改良家を以て自ら任ずる余等は慚愧に堪へざると、同時に此部落に於る貧民の生活が、奈何に悲惨を極むるかは、之に依つて推知することを得べし。

第三章 社會政策に關する國家の施設

余は已に章を追ふて、露西亞に於る工業革新が奈何にして發生したるか又工業の集中が奈何なる程度に進みたるかを述べ、而して保護政策は之が主要なる原因たることを断定し。次で此國労働者の生活状態を述べて、西歐諸國の労働者に比して其地位境遇は實に憫むべきもの多く、苟も意を社會問題に注ぐ者は之を忽諸に付すべからざることを明かにせり。是の如き時勢に當り、是の如き社會階級に對し、政府當局は果して奈何なる施設をなし、畫策を立てたるか。余は本章に於て此問題に就て説明を試みんと欲す。

今若し資本と勞力を以て生産に關する主要なる要素とせば、資本家に對して保護を加ふると同時に労働者に對し救済を與ふるは政府の産業方針として正當の事たり。此見地よりすれば、保護政策は必らずや社會政

策と相伴はざるべからざること固より言を俟たず。且又保護政策の實行は之が必然の結果として社會政策の必要を喚起するものなり。顧ふに保護政策は常に資本家を利するのみならず、延いて労働者に向つて新たに生業を與へ、又其賃銀を騰貴せしむるの事實は固より争ふべからざる所なるも、此政策の方針が保護關稅の増徴に依る場合には、必らずや物價の騰貴を促がし、労働者の生計困難を加ふるを免れず。殊に賃銀の騰貴が物價の騰貴に伴はざるときは、労働者は其の得る所は以て失ふ所を償ふに足らず、寧ろ不利益なる境遇に陥ることゝなるべし。又保護の方針が少數の大資本家に對し直接の補助に依る場合には、此財源は之を農民に誅求するか、然らざれば消費稅の方法に依り、社會最多數の人民より之を徵發せざるべからず。此場合に於ても亦労働者は其負擔の苛重に苦まざるを得ず。果して然らば保護政策は労働者に向つて恩澤に露はしむるよりは、寧ろ苦痛を醸す場合多きものと云ふべし。ピスマー

が資本家は牝鶏なり、労働者は卵子なり、牝鶏の保護は即ち卵子の保護なりとの論據に依り、保護政策を辯護せるは一面の眞理たるを失はざるも、之を以て事實の全豹を洞見したるものと云ふことを得ず。此見地よりすれば保護政策を實行せる政府に向つて、労働者が社會政策を要求するは正當なる主張なりと云はざるを得ず。

保護政策と社會政策の關係に關する一般の理論是の如し。今翻つて露西亞に於る事實を按ずるに、多年政府の實行せる保護政策は西歐諸國に於て比類少なき極端なる程度に進み、而も其主眼は保護税の増徴及び大資本家に對する直接保護に在ることは、前章述る所に依つて之を知るべし。去れば露西亞政府は之と同時に社會政策の施設をなして、多數労働者に適當なる保護をなすは、政府當然の職責なりと云はざるを得ず。而して過去數十年に於て、政府の實行せる社會政策は、果して此當然の職責を完ふしたるや否や、乞ふ是より此事實を討究せん。

露西亞に於る社會政策の特徴 余は露西亞に於る社會政策の事實を述ぶるに先つて、此國官僚の間に存せる社會政策の理想及び其動機に就て説明をなすの必要を認むるなり。民は之に由らしむべく之を知らしむべからずとは、露西亞の官僚か諸般の政務に就て懷抱せる所の理想なり。社會政策に於ても亦然り。社會政策は上より之を與ふべく、下より之を求むべからずとの原則は、官僚の間に於て終始渝らざる所の一定の方針にして、政府當局は屢之を公言して憚らず、御用學者も亦之に雷同せる者往々之あり。此方針の結果として同盟罷工や職工組合の如き労働運動に對しては、政府は威力を以て之を壓迫して至らざるなく、而して専ら政府の施設に其力を用ゐたり。夫の工場法や労働保險に於て、制度に欠陥あり實行に不備少からざるに拘らず、是等社會政策の形式は以て西歐諸國と比肩するに足るものあるは、乃ち此事實に基けるものなり。露西亞政府が社會政策に注意するに至りし動機種々あり。官僚の中に

は知識階級を代表せる者少なしとせず。彼等は西歐の文明を崇拜し之を輸入するに汲々たり。而して西歐諸國の社會問題を咀嚼し、之を自國の國情に照らし、社會政策が國運の將來に密接の關係あることを自覺したる結果、銳意之を主張するに至りしことは否定すべからざる事實なり。是等官僚に對し有力なる後援者は地方の大地主或は貴族に在り。彼等は夫のウキテの如き、濫りに商工立國の空想を抱き、大資本家に對して保護誘掖至らざるなき政治家の施設に對し、其の農民の立場より憤慨の念禁する能はず、之が反動として社會政策の熱心なる主張者たるに至りし者あり。此事實たる十九世紀の初期に當り、英國政界に於て農民を代表せる保守黨が社會政策に對する同情を發揮せると、東西其軌を一にせるものたり。且又近世史に於る露西亞の特産物たる革命運動は、官僚の常に憂懼措く能はざる所にして、之が豫防の手段は政府の最も苦心焦慮せる所なり。夫の農奴の解放と云ひ、地方自治の擴張や司法制度の改良と

云ひ、最近立憲政治の創設の如き、悉く此方針に基かざるはなし。官僚の中には又社會政策が之に關する有力なる手段なることを覺知せる者あり。彼等は勞働者に對し同情を有し社會政策の眞諦を明かにせるに非らず、只國家の安寧を保ち社會の平和を圖る適切なる方法として、社會政策を主張するに至りしなり。一八九七年工場法改正に關し、財務當局は資本家の鼻息を窺ひ、成るべく規定の寛大なることを主張せるに反し、内務當局が寧ろ斷乎たる態度を持したるが如き、以て此真相を明かにするに足るべし。

右述ぶる所の種々の動機に依り前世紀の末葉に當り官僚の間には社會政策に同情を有せる者起り、之が結果として此種の施設に多少の進歩を示せり。

然りと雖も露西亞に於る社會政策は其端緒開けてより、茲に三十有余年、其間に一定の方針なく、盡然たる系統を欠ける事實は是れ亦輕々に看過

すべからざることたり。露西亞の社會政策は全たく官僚の恩恵に出て輿論に其根底を有せることなし。英國に於て十九世紀以來社會政策は絶へず政黨の政綱となり、近時労働黨の勃興の爲に、之に關する施設を閉却せる政府は、一日も其地位を保つこと能はざるが如きことは、專制政治の時代は云ふも更なり、形式的立憲政治の下に在り而も政黨の發達尙ほ幼稚なる露西亞に於ては、得て望むべからざる事たり。又露西亞に於ては社會政策に關する偉大なる中心人物は殆んど之を見ることを得ず。ブレエフの如キストルイビンの如キ、社會政策に對し何等の信念なく、或は識者の言を容れ或は時勢の急に迫られ斷片的に之を實行せるに過ぎず。獨逸に於て獨佛戰爭以後夫のビスマークが保護政策と社會政策の二大政綱を標榜して、天下に呼號せるに比すれば、實に日を同ふして語るべきに非らず。最近露西亞の政界に大人物なく、政治の關鍵は群小政治家の掌握する所なることは一般の認むる所なり。余は亦社會政策に就

て、同一の嘆聲を放たざるを得ざるを憾むなり。

余は是より國家の施設に係る社會政策の概要を説明すべし。

工場法の沿革　露西亞に於る社會政策は工場法に依つて其端緒を開けり。而して一八八二年法律を以て嚆矢となす。先是、一八三五年雇傭契約に關する法律の制定あり、労働者に對し契約の期間内に工場を轉じ又賃銀増加の要求をなすことを禁じたり。又一八四五年法律に依り職工の最低年齢を十二歳とし此以下の幼者の労働を禁じたり。是等の法律たる附するに制裁を以てせず、従つて實行の力を欠き、只徒法空文として存したるに過ぎず。六十年代に至つて政府は新たに工場法制定の必要を認め、大藏大臣スタケルベルグの下に委員會を組織し、之に關する調査をなし、法案を起草せしめたり。其要旨を擧ぐれば、職工の最低年齢を十二歳とすること、十二歳乃至十八歳の幼少年工の労働時間を十時間に制限し、又其夜業を禁止すること、特に工場監督官を設け工場を監督せ

しむること又勞働爭議を審判調停する爲め、勞働者、資本家の代表者を以て組織せる工業調停局を創設すること等なり。此法案は内外の反對の爲に終に法律として公布せられざりき。

七十年代に於て再び調査委員會組織せられ、特に幼工に關する法案起草せられたるも、亦同一の運命に遭遇せり。

一八八二年大藏大臣ブングは斷然意を決して法律を制定し、職工の最低年齢を十二歳とし、十二歳乃至十五歳の幼少年工の勞働時間を八時間に制限し、又其夜業を禁止せり。此法律に依り工場監督官始めて任命せられたり。因に云ふ工場監督官は當初大藏省所管たりしが、後に商工省獨立するに及んで、其所管に移り工務局に屬せり。

此法律の制定以後工場之弊害は世間に曝露せられ、工場法改正の必要は輿論の認むる所となり、之に關する運動は各方面に起れり。抑も此種の運動たる之に依つて直接の影響を受くる所の勞働者之が中心たり、社會

政策に熱心なる知識階級之に參加せるは、各國の社會史に於る一般の事實なるが、茲に此國の特徴とも云ふべきことは、政府部内殊に内務省に於て有力なる賛成者多きこと是なり。是れ當時勞働運動は次第に危険の兆候を呈し革命の端緒是より開かれんとするの形勢に鑑み、政府當局は工場法に依つて多少勞働者を緩和せんと欲したるに依る。且又一部の工場主が工業に關する地方的競争の爲に、此運動に參加したるは實に奇異の事實たり。願ふにペテログラードを中心とせる北部の工場とモスクワ附近の中部の工場の間、工場之經營に著しき差違あり。北部にては中部に比すれば勞力の供給少なきを以て、賃銀も自ら高からざるを得ず。従つて器械の應用は進歩し、勞働時間も比較的短縮せられたり。中部に於ては事實之と反對なるを以て、北部の工場主は工場法に依つて中部工場主に對する競争力を強からしむることを圖り、終に時間の制限や夜業の禁止に左袒するに至れり。此理由に基き一八九四年ペテログ

ラードの工場主は夜業禁止の請願を提出し、該市軍司令官グレーザー將軍は之に賛成せり。同年内務大臣トルストイは大藏大臣ブングに對して警告を與へたり。其要旨を按ずるに、近時同盟罷工頻りに各地に起り形勢次第に危険に趣けり。之に對して相當の畫策を立てるの必要あり。更らに工場の現状を見れば弊害云ふに堪へざるものあり。殊に工場主の課する所の過怠金の制の如き最も嫌忌すべきものたり。去れば雇傭關係に關する監督は緊急の事なりと云ふに在り。於是乎政府は更らに調査委員會を起し、當時の警保局長にして後の内務大臣ブレエフを委員長となし、法案の起草をなさしめ斷然之を公布せり。是れ即ち一八八五年及び一八八六年工場法なり。

一八八五年法律に依れば、適用の範圍は法令に列擧せる主要工業に限り、十五歳乃至十七歳の少年工及び成年女工に對し凡て夜業を禁止せり。一八八六年法律は雇傭契約に關する監督をなすものたり。之に關する

從來の法律に依れば、雇傭契約の解除に就て、不定期の場合には双方とも二週間の豫告を要するものとし。又契約の期間内に於て勞働者は賃銀増加の要求をなすことを得ず。工場主も亦妄りに賃銀を低減することを得ざることをせり。然るに改正法に於ては、契約の解除に關する規定は從來と異なるなきも、賃銀の變更に就て新なる規定を設けたり。即ち工場主は定期の契約に於ては期間中、又不定期の契約に於ては二週間前の豫告をなすに非れば、賃銀を低減することを得ず。勞働者が賃銀増加の要求をなす場合も亦同一なり。賃銀の支拂は通貨を以て之をなし毎月一回以上たるを要す。又賃金に就て利子を取り或は賃銀と双殺をなすことを得ず。過怠金は賃銀の三分の一を超過するを得ず。執業規則に就ては凡て工場監督官の認可を要することとせり。

一八九七年改正工場法は露西亞工場法の沿革に於て新紀元を開くものたり。從來の規定に依れば、勞働時間の制限は只十二歳乃至十五歳の幼

年工に限りたるが、此新法に依り、十五歳以上の少年工、成年女工、成年男工の全部の職工に涉りて、勞働時間を十一時間半に制限せり。抑も勞働時間の制限は幼少年工、成年女工に限るを以て、各國工場法の通義となし之を成年男工に及ぼすは稀有の事例たり。然るに露西亞が一舉して此規定を設けたるは實に破天荒の立法と云はざるを得ず。抑も露西亞に於る成年男工に對する時間制限の運動は其の由つて來ること遠し。一六六七年露國紡績工場首位に立つ所のナール工場支配人コルベ之を首唱し一八七五年露國鐵工場主總會に於て此決議は通過せり。一八八三年ペトログラードの紡績工場主聯合會は之に關する請願をなし、一八九四年ロツツの工場主も亦此主張を發表せり。翌年モスクワの工業獎勵協會は特に之に關する調査をなし意見區々に分れたりしが、結局適當の範圍に於て制限を加ふるの必要を認めたり。又勞働者の方面に於て此事たる多年の主張にして、職工組合や社會黨各派は絶へず此意見を發表

せるのみならず、之を工場主に強要せる事例少なしとせず。夫の九十年代に於て、重要な勞働運動として永く記念せらるゝ所のペトログラード紡績職工の同盟罷工は實に此主張の爲に起りたるものなり。一八九七年政府は先づ宗教大臣ポベドノスチエフを委員長とし關係各省大臣を以て委員會を組織し、大體の方針を議決し次で法案起草委員會を設けたり。此委員會に於て内務大臣チチェグロウイトフは常に勞働時間の制限を以て満足せず、更らに進んで最低賃銀の制度を定むるの議を立てたり。抑も此議たる勞働時間制限の結果は延いて賃銀の低落を來たすの憂あるを以て、豫め之を防止するの手段を執るの必要に基けり。然るに大藏大臣は工業主の利益を辯護し之に反對せり。委員中、コワレフスキは政府が法律に依つて賃銀の高低に干涉するの非なることを論じ工場監督官の多數は之と同一の意見に傾けり。内務省の代表者は更らに新たなる提議をなせり。そは賃銀が前年に比し二割五分以上の

低落をなすときは、工場監督官は其職權に依つて之を禁止するに在り。去れど此議も亦多數の賛成を得る能はざりき。又時間制限の限度に就き、種々の意見現はれたり。衛生學者ベルテンソンは職工の衛生の必要に基きて、八時間を以て理想とし、先づ十時間或は十時間半の制限を設け、漸次此理想に進むことを主張せり。又ペテログラードの活版工場主ゴリケは、自己の工場に於る多年の經驗に依れば十時間の制限は職工の衛生上必要なることは云ふまでもなく、決して工業主の利益を害するの憂なしと説けり。是くて労働時間の限度に就て議論紛々たりしが、而も十時間の意見は稍々多數の賛成を得んとしたり。於是乎、モスクワに於てはモロゾフを始めとし、有力なる工場主は猛烈なる反對をなし、委員會は此運動に動かされ、終に十一時間半の決議をなせり。此委員會の決議に基き一八九七年法律制定せられ、十五歳以上の職工全部に對し、十一時間半(休憩時間除外)の制限をなすに至れり。

此法律の規定に依り、成年男工に對し、時間の制限を加へたることは、最も進歩したる工場法として賞揚の價值あるものたり。又幼年工を除き其他の職工に對し、時間の制限に均一制を採りたるは、最新の立法方針に吻合せるものたり。然れども十一時間半の制限にして而も休憩時間を除外したる此規定は、少年工及び成年女工に對して果して適當の制限時間なるや、疑問に屬せざるを得ず。改正法の缺點は茲に在りと云ふは不當の斷定に非るべし。

工場法の批評 工場法の沿革及び内容右述ぶる所の如し。今實行の方面より之を觀察せんに不備の點少なしとせず。先づ注意を要するは法律の内容に於て重要な事項は命令に譲り、而も命令に依つて法律の規定を伸縮することは是なり。労働時間の制限に關して、一八九七年命令に依つて、制限外の労働時間に關する準則を示せり。此規定に依れば此場合を強制と任意の二種に分ち、強制は天災地變其他技術上必要なる場

合に行はるべく、任意は双方の契約に基き隨時之を行ふことを得るものとす、當初は一箇年間二十時間を限つて之を行ふことを許せしが、後には此制限を撤去せり。而して多數の職工に對して之を行ふときは、工場監督官の認可を要するも、一部分の職工に對して行ふ場合には、只届出をなすに止まるものとせり。去れば勞働時間の制限は此例外の規定の爲に事實に於て殆んど効果なきものとなれり。

又工場監督官の組織に就ても、當初は工場監督長官を設け大藏省に於て權威ある機關たりしも後に商工省の所管となり工務局に移されしより監督長官は廢止せられ、監督官の地位は次第に低下せり。又當初は工場監督官には知名の經濟學者にして有力なる社會政策家たるアンドレエフあり、ミハイロフスキあり、ヤンシユールあり、ペスコフあり殊にアンドレエフは一八八二年工場法の主唱者たり。其他工場監督官は主として經濟學者、教育家、醫師等より拔擢せられしが、後に至つて其大部分は技師

となり、其中には工場法の精神を了解せざる者多數を占め、神聖なる工場法は、終に社會政策に關して何等の趣味なく、勞働者に對して全たく同情の念を有せざる所の俗吏の手に委せらるゝに至れり。

工場監督官の員數の少なきことも、亦實行の不備を來たす一原因たるを失はず。西歐諸國に比し廣大なる面積を有する此國に於ては、比較的多數の監督官を設くるに非れば監督の目的を徹底する能はざるは言を俟たず。ハリコフを中心とせる監督區の如き、其面積はプロイセンに相當せりと云ふ。然るに之を以て一監督區となし、數名の監督官之に當れり、法律の實行に多大の缺陷を生ずるは亦已むを得ざることたり。工場監督官ヤンシユールは其報告に於て、其監督區内に工場原簿に記載せられざる工場少なしとせず、或は誤謬の記入をなせるものもあり、又職工の年齢に就ては戸籍の正確ならざる爲め、殆んど調査の標準なきに苦めることを述べたり。

法律の實行に關し殊に注意を要することは制裁の規定是なり。一八九七年工場法は法律の形式に於て、各國の立法に先鞭を著けたるの看あることは先に述ぶる所の如し。然るに此法律に於て制裁に關して何等の規定を設くることなく、只刑法に於る罰則を適用することゝせるを以て工場監督官は自然に之を等閑に附するの傾向を生じたり。

工場法實行の不備なること右述ぶる所の如し。其主たる原因を求むれば、工場法に關する政府の方針が、當局大臣の交迭に依つて屢々變化したるの事實に歸せざるを得ず。九十年代に當り、大藏大臣ブングは銳意工場法を勵行するの方針を執りしが、モスクワ地方の工場主の猛烈なる反對あり。加ふるにモスコフスキヤ、ウエドモストに依つて代表せられたる官僚派の機關新聞の反對あり。ブングは終に桂冠の已むなきに至れり。次でウーシユネグラドスキヤやウイテ起つに及びて只管ら資本家に迎合し、或は勅令の規定に依り、或は監督官を更迭し由つて以て工場法の

精神を没却するに至れり。一八九四年ウキテは工場監督官に訓令を發し、工場監督官が徒らに勞働者の保護に熱中し、資本家の利益を害することを誡め、雙方の利害關係を調節することを勸告したるが如き、亦以て其方針の一斑を推すに足らん。

工場法に次で起りたる主要なる社會政策を勞働保險の制度となす。勞働保險の制度は一九一二年に制定せられたる二種の法律より成れり。

一は災厄保險法にして、一は疾病保護法なり。余は先づ災厄保險法の要旨を説明し次に疾病保護法に及ぼさんと欲す。

災厄保險法の概要 工場に於る業務災厄の救済に關する各國制度の沿革を按ずるに、民法の損害賠償の規定に依るものを第一期とし、職工補償法を制定して救済を求むべき災厄の範圍を擴張し而して救済の程度を制限するものを第二期とし、災厄保險法に依り保險の方法に依つて救済を與ふるものを第三期とす。

露西亞に於ては一九〇三年漸く第二期に進み職工補償法の制定あり。主として英佛兩國の法律に則りたるものなり。一九一二年に至つて第三期に進み、災厄保險制の時代に移れり。茲に注意を要するは現行法たる災厄保險法は、其適用の範圍に一定の制限あり、此範圍に屬せざる工場に就ては職工補償法の適用を見るなり。従つて職工補償法は尙ほ其効力を有せり。然れども災厄の救済は主として災厄保險法に依つて行はるゝが故に、余は茲に此法律に就て説明をなすべし。

(1) 適用の範圍

本法適用の範圍は疾病救護法と同一にして、工場其他之に類似せる業務とし、原力を用ゐる工場に在ては職工二十人以上を僱用せるものとし、然らざる工場に在ては職工三十人以上を僱用せるものとせり。

(2) 保險の主義

保險の主義に就ては強制主義に依り、加入の強制及び組織の強制を兼ね

行ふものとせり。即ち工業主は本法に依て新に保險の組合を設け之に加入するの義務あるものとす。

(3) 保險の組織

保險の組織は相互保險に依り工業主の組合をして保險を經營せしむ、此組合は法人の資格を有し而して組合の基礎は地域を標準とし各郡に之を設けしめ各種の業務の工業主を網羅せること、埃太利の制度と其趣を一にせり。

(4) 保險料

保險料は組合員たる工業主の負擔とし、各組合員は自己の僱用せる職工の員數に應じ、一定の標準に依り毎年又は一時に組合に納付をなすものとす。

(5) 救済の方法

救済の方法に就ては、被害の労働者を疾病救護法に依る疾病保險組合に

屬せる者と然らざる者とに分ち、各々救済を與ふる起算點を異にせり。即ち此組合員たる者に對しては、被害以後十四週間までは疾病保險の責任とし、此以後に於て災厄保險組合か救済を與ふるものとし。此組合員に非ざる者に對しては、災厄保險組合は被害の當初より救済を與ふるものとせり。

救済の金額は賃銀三分の二とし、勞働能力の恢復を以て其最終の期間とす。

勞働不能が永久に渉る者に對しては、終身年金を與ふ。此年金額に就て全部の勞働不能に對しては賃銀三分の二とし、部分の勞働不能に對しては三分の二以内に於て賃銀減少の割合に依り之を定む。

死亡の場合には賃銀の二十倍乃至三十倍の範圍に於て之を定むるものとす。其遺族に就き寡婦に對しては終身又は再嫁まで被害者の賃銀の三分の一、孤兒に對しては一人の親、生存せば六分の一、全たく孤兒ならば

四分の一とす。尊屬親に對しては各人に六分の一とし、兄弟姉妹にして十五歳以下の者あらば六分の一とす。是等の年金は之を合計して賃銀の三分の二以上たることを得ず。

疾病保護法の概要 疾病保護法は災厄保險と同時に制定せられたるものなり。本法を疾病保護法と云ひ、保險法の名稱を付せざる所以は、本法に於て疾病救済の方法を醫藥料と手當金とに分ち、醫藥料に就ては工業主單獨の責任に歸し、手當金の支給を以て本法に依り特に設けられたる保險組合の責任となせり。治療に關する規定は只工業主の義務を定めたるものにして何等保險の性質を有せるものに非らざるが故に、本法の名稱を是の如く定めたるものなり。

(1) 適用の範圍

本法を適用せらるべき工場及び之に類似せる業務の種類、範圍は概して災厄保險法と同一なるを以て、茲に之を述べず。

(2) 救済の種類

救済は之を二種に分ち醫藥料と手當金とし、醫藥料は工業主、單獨の責任とし、手當金は本法に依り特に設けられたる保險組合の負擔となせることは先に述ぶる所の如し。

(3) 工業主單獨の救済

工業主は其の備せせる職工が疾病の爲に勞働不能となりたる場合に、四ヶ月を限りて醫藥料を給するものとす。又其職工が産婦たる場合に於ても、一定の期間、醫藥料給與の義務を負ふなり。

(4) 保險組合の組織

疾病の救済に就き手當金の給與の爲に、特に強制主義に依り強制加入と強制組織の方針を並用し、新たに疾病保險組合を組織せしむ。此保險組合は勞働者と資本家を以て之を組織し、被保人は勞働者とし資本家は保險料を分擔し事務の管理に與るものとせり。

組合の組織は單獨と聯合の二種に分ち其備せせる職工數二百人以上の工業主は單獨に一組合を組織し。又職工二百人以下の場合には他の工業主と合同して組合を組織するものとす。但し特別の場合には前者に於て聯合組織をなし後者に於て單獨の組織をなすことを得。何れの場合に於ても組合は法人の資格を有するものとす。

(5) 保險組合の救済

組合員たる勞働者が疾病に罹りたる場合に、扶養の義務ある家族を有せる者に對しては賃銀の半額乃至三分の二、然らざる者に對しては賃銀の四分の一乃至半額とし、此範圍内に於て組合の規約に依り適宜之を定むるものとす。此給與は二十六週間を以て限度となす。災厄の救済に就て被害後十四週以内は、疾病保險組合の負擔たることは先に述ぶる所の如し。

産婦に對しては、産前二週間、産後四週間を限り賃銀の半額を給與す。

死亡の場合に於る給與は、賃銀の二十倍乃至三十倍の範圍に於て組合之を定むるものとす。

(6) 保険料

保険料は労働者と工業主之を分擔し、其六割を労働者の負擔とし、其四割を工業主の負擔とせり。労働者の負擔たる保険料の金額は、賃銀百分の一乃至百分の二の範圍に於て組合之を定む。組合員數四百人以下の組合に於ては此最高限度を百分の三となすことを得。又何れの組合に於ても政府の認可を得て此額を増加することを得。

労働者の支拂ふべき保険料は、工業主之を賃銀より控除し之を組合に納付するものとす。

(7) 組合の機關

組合の機關は總會、理事會、監査會とす。總會は労働者及び工業主の代表者を以て之を組織す。但し労働者の代表者は百人以下たるを要す。

總會に於て工業主は三分の二の議決權を有するものとす。總會の議長は工業主又は其代理人たるべし。理事會は總會に於て労働者より選舉せる者と工業主か労働者又は其他より指名せる者を以て組織す、監査會員は總會に於て選舉するものとす。

右二種の保險法實施の爲に特に労働保險委員會を設けたり。之を中央委員會と地方委員會に分ち、中央委員會は商工大臣之を主裁し、關係各省の局長若干名、ベトログラード縣會及び同市會より各々一名、疾病保險組合の代表者十名、農業團體の代表者一名を以て之を組織す。地方委員會は各縣に之を設け縣知事之が委員長たり、委員は縣、郡の官吏、工場監督官若干名、縣會より二名、市會より一名、疾病保險組合の代表者四名とす。

労働保險制の批評　労働保險制の要旨は右述ふる所の如し。制定以後僅々數年を経ざるを以て、其結果の奈何は得て之を知るべきに非らず。今其法律の大體に就て批評を試んに、疾病保險も災厄保險も與に立法の

骨子は、之を獨逸の勞働保險法に採りたることは何人も否定する能はざる所たり。保險の主義として強制主義を採りたるはビスマルクの時代に於て異論少からざりしも、近時自由主義の根據地たる英佛兩國に於てすら已に強制保險を實施するの事實に徴すれば、露西亞の如き官僚政治の國に於て獨逸に仿ふて強制主義に依りたるは敢て異とするに足らず。保險の組織に就て官業保險を採らずして相互保險に依りたるは、保險の性質の然らしむる所にして、是れ亦獨逸の先例を襲ひたるものに外ならず。然れども此二種の法律は獨逸法に比し多少の特徴を有せるものなきにあらず。即ち災厄保險法に於て保險組合の基礎を地域の標準に採りたることなり。獨逸法に於ては同業の標準に依りて組合を組織せしめたり。次て奧太利の災厄保險法は地域の標準を以て組合の基礎となせり。此二者の方法互に利害得失あり。之を災厄保險の理論に徴するときは、同業の標準を以て正當となさざるを得ず。奈何んとなれば

業務の異同に依て災厄率を異にするが故に、災厄率の相近き同業者を以て組合を組織せしむるの必要あればなり。然れども實務の見地より之を観察せんか、地域の標準に依るときは組合の組織經營に就て地方の事情に適切なる處置をなすことを得べく、又地方行政機關の力を藉るの便宜あり。露西亞の立法者が獨逸法に依らずして寧ろ奧太利法に則りたるは強ち之を以て立法の進歩と云ふべきに非るも、理論を舍て事實に基きたる立法者の用意は以て之を推すに足るべし。

又疾病保險法に於て疾病の救済を醫藥料と手當金の二種に區別し、各々其責任の主體を異にしたるは、獨逸法に於て二者與に之を保險組合に歸したるに比し一生面を開らきたるの看あり。顧ふに醫藥料に就き單に金錢の給與をなす場合と、治療の設備をなし、或は醫師を常備とし、或は特に病院を設け施藥救療をなす場合の區別あり。前者の場合に於ては之を工場主に委するも、保險組合に委するは何等の優劣なからん。然れど

も後者の場合に於ては之を工場主に一任するとき、工場主は醫師の備入及び病院の設備等に就き種々の便宜を有せるを以て、保險組合に比し費用を要すること少なく却つて効果の大なることを得べし。露西亞の立法者が此事實に注意し、工場主と保險組合の間に救済の分業を設けたるは、明かに立法の進歩を示せるものと云はざるを得ず。獨逸に於て疾病保險法の制定以後、西歐諸國に於て之に仿ふて法律を制定せるもの少なしとせず、何れも獨逸法の舊套を襲ひたるに拘はらず、東歐に於て此新例を見たるは、以て露西亞に於る社會政策の誇とするに足らんか。

都市の社會政策 余は本章に於て叙述の範圍を社會政策に關する國家の施設に限りたり。然れども露西亞に於る社會政策の事實を明にせんと欲せば、只國家の施設を述ぶるを以て足れりとせず、更らに進んで所謂都市の社會政策を研究するの必要あり。顧ふに此國に於る都市の社會政策は主として範を獨逸の制度に採り、若干の大都市に於て其發展は

西歐諸國に比し敢て遜色なきものあり。去れば余は茲に之に關する事實の一斑を示さんと欲す。

一九一〇年調査に依れば露西亞に於て人口一萬以上を有せる都市の總數一、二、三、一なり。是等都市の市營事業に就き、直接又は間接に社會政策に關係ある事業の種類及び之を經營せる都市の數左の如し。

電 燈	一六二
瓦 斯	一二八
電 話	三一四
水 道	二一九
下 水 道	六五
市 街 鐵 道	五四
印 刷 所	五一一 (歐露の都市)
屠 場	一、〇四七
市 場	未詳
警 籍 館	六六二 (歐露の都市)

社會政策に關する國家の施設

病院	一、〇〇五
藥局	一、一三〇

此他直接の社會政策として質業局、勞働紹介局、貸家、無料宿泊所、共同浴場、廉價飲食所、麵麩製造所等の如き、之を經營せる都市少しとせず。憾むらくは之に關する統計なし。

余は茲にペトログラードに於る重要な社會的施設に就き其概要を述べべし。

質業局は一八九九年の創立に係り、其資本は二百萬留とし市債に依り之を募集せり。尙ほ必要あるときは同一の方法に依るものとせり。質業局の貸付利率は當初は四歩なりしが現今六歩となせり。質入件數は年々五十萬内外にして、其金額は四百萬乃至五百萬留とす。即ち一件の金額は八乃至十留なり。

衛生設備に就ては市營の病院あり、一九一五年には其數一一にして床數

一五、一六五なり。市醫四十人を常置し無料診察をなせり。又藥局を設け其數十二とす。藥價は普通の藥舖に比し約二割五歩の低價を以てせり。或は市醫の處方箋に對して施藥をなせり。是等衛生設備の爲に支出する所の經費は、同年度に於て九、八八四、四九六留に達せり。

勞働紹介局は一九〇八年の創設に係り、一八一五年には其數八にして志望者は毎年約十萬に達せり。

麵麩製造所は一九一五年設立せられ、露西亞に於る此種の事業に先鞭を著けたるものなり。固定資本約六十萬留を支出し、目下職工數二百人を備使せり。

其他の救濟事業に就ては一九一五年の調査に依れば、孤兒院一一あり、約一萬一千の孤兒を收容することを得べし。勞働所一四あり、勞働に堪ゆる所の失業勞働者の救濟を圖れり。市營貸家二ヶ所あり。廉價飲食所一二、無料飲食所二〇あり。無料宿泊所一四あり。是等の事業に要する

經費は同年の豫算に於て二、四五四、五八三留あり。因に云ふ此外に窮民救助費として、所謂院外救助の爲に支出する經費約二百八十萬留に達せり。

余は次にモスクワに於る社會的施設に就て、其事實の一斑を示さんと欲す。

モスクワには勞働紹介所五ヶ所あり。其の最も大なるものは一九一四年の設立に係り、モロゾフ家の事業より市に移りたるものとす。建設費約一萬留を要したりと云ふ。此紹介所に於て余は西歐諸國に稀に見る一事實を見たり、そは事務室の側に公開せる大なる會場あり。其中央に高く一の箱を吊せり。其箱の中には各種の業務を記載したる札あり。需要の申込ある業務に就き、順次之に電火の反射をなせり。群集せる勞働者は之を見て直ちに事務室に來りて申込をなすものとす。又一時に多數の備入をなさんとする工場主に對して、特に別室を與へ順次勞働者

と面晤するの設備あり。紹介所に附屬せる圖書館あり、茶店あり、之を以て勞働者の休憩の場所とせり。聞説露西亞にては職工組合の勞働紹介に對しては政府は禁止の方針を採れるを以て、市營の勞働紹介所は殆んど惟一の紹介機關となり、從つて夫の獨逸に於て市營の勞働紹介所は普通勞働者に偏するが如き事實なく精巧勞働者も亦之を利用せる者少なからず。

市營貸家は二棟に分れ、一は家族的住居にして一九〇六年に建築せられ一は獨身者の住居にして一九〇七年に竣工せり。家族的住居には約二百の家族を收容することを得。一家族に就き一室を貸與し、家賃は毎月八乃至一一留とす。之に附屬して幼稚園あり、小學校あり、其設備の齊整せること此種の施設に對し模範を示せるものと云ふべし。獨身者の住居は定員約一千名にして、余の視察せる當時には大學生約一割を占めたり。是れ戰時西部より來れる避難民多く、モスクワ市に於て著しく住家

の缺乏を生じたる爲に、貸間料非常に騰貴したるに依る。此貸家の建築費約二百萬留なり。

市營孤兒院數ヶ所あり。其中に就き余はカーズ博士の經營に係り、後に市に移りたる孤兒院を見たり。此孤兒院は市に屬せる大公園の側に在り。綠陰滿地極めて幽邃なる場所なり。構内處々に花園あり、菜圃あり、雅致更らに一層を加へたり。當時約二百人の孤兒を收容せり幼稚園あり、小學校あり、小學校にては普通教育の外、手工を教ゆる教室あり、又音樂の組あり。各組ともに耕作を獎勵し自然に接觸し農業の趣味を養ふことを圖れりと云ふ。

此孤兒院の側に労働所あり。此労働所には印刷工場あり、製靴工場あり、木工場あり、何れも動力に依つて器械を運轉し、宛然大工場の觀あり。其規模の廣大なることは西歐諸國に於て稀に見る所なり。茲に收容せる労働者は二種に分れたり。一は失業労働者にして、一は懲役の爲に監獄

より委託せられたる者なり。其中に女工多數を占めたるを見る。又戦時の際なれば避難民も若干加はれり。労働者には凡て賃銀を支給せり。只其割合は普通の労働者に比し低廉なるものとす。

第四章 勞働運動の發展

勞働運動は勞働者に於る階級の自覺に其基礎を有し、先づ勞働爭議に其緒を開らき、職工組合の組織に於て其形をなすことは西歐各國の社會史上に於て均しく見る所なり。露西亞に於る勞働運動も亦大體に於て是等諸國の實例と其軌を一にせるも、國情の差異と時勢の推移に伴つて多少其趣を異にせる所あり。

露西亞に於る勞働運動の特徴 露西亞に於て工業革新は已に四十年の年所を経たり。而して勞働運動が未だ混沌たる状態を存し、職工組合の進歩緩慢なるは、自ら一大疑問に屬せざるを得ず。顧ふに此國の勞働運動は九十年の頃より次第に其萌芽を現はし來りたるも、之を同盟罷工の原因に徴し、之を職工組合の行動に照らすときは、立憲主義の政治運動の渦中に投するか、然らざれば社會主義の色彩甚だ顯著なるものあり。

純粹なる經濟運動として専ら階級の利益を保護する目的に出るものは稀に之を見るのみ。西歐諸國の社會史に於て之に類似せる事例を求むれば、四十年代乃至五十年代の頃英國に於て夫のチャーチスト運動起り民主政治と社會主義とを標榜して立てるに際し勞働者は靡然之に向ひたる如き、又佛國に於て一八四八年の革命に際し勞働者は先づ中流階級と聯合して王政を仆し、次で共和政治の下に社會主義の新社會を建設せんとしたる如き、好箇の對照と云ふべし。去れど此二國に於て此種の運動は極めて短き期間に於て終始したるに拘はらず、露西亞に於ては幾十年の長き星霜に涉りて此運動は繼續し、終に今回の大革命に至つて政治運動は其終を告げたり。

露西亞の勞働運動が是の如く長く經濟の本領を脱し政治の歧路に彷徨せるは、種々の原因に基けるならんも、余の見るところに依れば、此國の勞働者は教育の程度極めて低く動もすれば主従關係の舊慣に拘はれ階級の自

覺を起すこと甚だ遅々たり、只纔かに西歐諸國の社會思想に浸漸せる所謂知識階級の指導啓發に依つて労働運動を開始せるのみ。去れば此運動たる労働者の自覺に基ける自動的行爲に非らずして、知識階級の刺激に依る他動的行爲なりと云ふことを得へし。而して是等の知識階級に屬せる人々は多くは政治家や學者にして、官僚を本位とせる國家の根底を覆し、資本家を中樞とせる社會の組織を改めんことを圖り、一方には立憲思想を鼓吹し、一方には社會主義を唱道し、而して労働者を驅つて是等革命運動の傭兵たらしめんとする者にして、労働者階級の利害休戚に關する事實の問題に就ては、之を他日に譲ることせり。前世紀の末葉より本世紀の初期に於る同盟罷工の大規模なるものに就き之が動機を見れば、特定の地方に於る労働者の疾苦に基けるに非らず、寧ろ資本家に対する一般敵愾心の結果たるもの多し。又職工組合の行動を按ずるに、組合本來の性質に基ける經濟的施設を閑却し、寧ろ立憲主義や社會主義の

政黨と聯絡を通し其別働隊たるもの少なしとせず。是等の事實たる必竟するに労働運動の指導者が知識階級たるに依らずんばあらず。更らに翻つて労働運動に對する政府の態度を観察せんか、露西亞に於る此運動が其本領を失ひ岐路に彷徨せる亦故なきに非ることを知るべし。之を西歐各國の歴史に徴するに、職工組合の發展に三期の區別あり。第一期は絶對に之を禁止せる時代なり。第二期は之を公認せる時代なり。第三期は特に法律を設けて之を保護せる時代なり。英佛兩國は已に第三期に進みたり。獨逸は今尙ほ第二期に在り。露西亞に於て前世記の末葉已に第二期に入り、一九〇六年職工組合法の制定に依つて第三期に進みたるもの、如きも是れ皮相の觀察のみ。組合が公認せられたる時代に於ても政府の方針は依然舊の如く組合に對する警察の迫害至らざる所なく、又職工組合法も徒らに其名を存するのみにて、其實は乃ち共濟組合法たるに過ぎず。労働運動は之に依つて却つて阻害せらるゝを免

れず。制度の形式具はりて事實の之に伴はざるは、露西亞の行政の通弊なることは、余は已に工場法に就き之を述べたり。之と同一の傾向は職工組合法に就ても亦之を見ることを得べし。之を要するに労働運動に對する政府の態度は四十餘年一日の如く、壓迫是れ事とし窮迫至らざる所なし。只政府當局の方針に依り多少寛嚴の度を異にせるに過ぎず。政府の態度常に是の如しとせば労働者は之に對する反動の爲に、自ら平和なる思想を抛ち穩健なる方針を舍て自暴自棄、相率いて詭激なる知識階級の願使に甘んずるに至り、労働運動は終に一種の變態に陥るは蓋し數の免れざる所なるべし。

労働運動の先驅　露西亞に於て労働運動が始めて主要なる社會的現象となりて、世間の注意を惹くに至りしは實に九十年代に在り。此時代に於て工業の集中は次第に其勢を逞ふし、労働と資本の衝突は到る所之を見るに至れり。其の最も顯著なるものは一八九五年夏ペトログラー

ドに起れる紡織職工の大同盟罷工となす。此同盟罷工に罹りたる工場數十九にして、何れも有數の大工場なり。之に與せる労働者約一萬四千人なりき。此罷工たる基礎を組合に置きたるに非らず。従つて運動は規律を缺き、準備の資金充分ならず。僅々數句を出でずして終結したり。去れど之が反響は全國に及び、モスクワを始めとし、各地方に於て猛烈なる同盟罷工は相踵て起れり。

是等同盟罷工に伴隨して、職工組合の運動は次第に労働者の間に歡迎せられたり。然れども當時職工組合は法律の禁する所たるを以て、共済組合の形式に依り僅かに労働保險の事業を營むに過ぎず。労働條件の改良は之を圖ることを得ざりき。而して共済組合にして其行動や職工組合に似たるものあれば、忽ち解散を命せられ、其幹部は處罰せられたるを以て、多くは秘密の結社となせり。此種の結社は、先づ西北地方に起り漸次各地方に及べり。

一八九七年九月ブンドの名稱を以て猶太人労働者の組合組織せられたり。此組合は純然たる職工組合と云はんよりは、寧ろ社會主義の色彩を帯べる政黨と云ふべきものなるも、而も其組織に系統を存し其運動に規律備はり、之を以て職工組合の嚆矢と云ふも不可なし。各地方の組合は或は業務に依り或は地域に依りて組織せられ、各々保險基金及び罷工基金の制を設けたり。而してブンドは之が統一の機關たり。此派の組合は波蘭に於るワルシャウ、ロツツを中心とし、ウキルナ、ミンスク、ピアロストク、スモルゴン等に及べり。因に云ふ、此派運動の首唱者は之を詳にすることを得ざるも、其發生地が波蘭に在る事實より推すときは、夫の獨逸に於て社會黨の機關たる所謂自由派組合の刺激に依つて起りたるものと斷定することを得べし。

一八九四年ブレハノフ一派の社會主義者はペトログラードに於て「労働者の解放聯合」なる團體を組織し、先づ「労働運動」と題する冊子を刊行し、労働運動の方針として妄りに直接行動に訴ふることなく、團體の勢力に依り資本家に對抗するの必要を説き、此手段として職工組合の組織に全力を委すべきことを慫慂せり。此派の作戦計畫としては、頻りに工場の手害を指摘し、労働者の惨状を暴露し、理論よりは寧ろ事實に訴へて労働者の煽動を圖れり。先に述べたる所のペトログラードに於る紡織職工の同盟罷工の如きは、全く此派の煽動に基きて起れるものなり。是等各派の運動の效果空しからず。九十年代の末に至つては、職工組合の運動は次第に中部及び南部の地方に波及し、何れも共済組合の形式に依るか、然らざれば秘密の結社として、巧に法網を逃れて組織せられたり若干もなくしてイワノウラ、ウラスネセンスク、ニコイライエフ、ハリコフ、エカテリノスラフ、ラヂサ等に數多の組合を見るに至れり。

労働運動の氣運漸く起り、階級の闘争稍々危険に越けり。政府の警誡は更に一層を加へざるを得ず。果せる哉一八九七年、内務大臣ブレエフは

地方官に右の訓令を發したり。

- (1) 凡て工場に對し嚴密なる監督を行ふこと。
- (2) 勞働者の集會は凡て之を禁止すべく、勞働者が妄りに集會を開らき同盟罷工の協議をなすときは、其主催者を逮捕監禁すべし。
- (3) 知識階級の者が勞働者と聯絡を通し言論又は文書を以て同盟罷工を煽動するときは、速かに之を捕縛し、國事犯として之を處分すべし。
- (4) 同盟罷工に参加せる勞働者にして、警察官の指定せる期限内に勞働に復せざる場合には、之を其郷里に送還すべし。郷里の明瞭ならざる者は囚徒として追放の刑に所すべし。
- (5) 勞働者にして行政官の命令に反抗せる者又は他の勞働者を強迫して罷工に與せしめたる者は之を追放すべし。
- (6) 裁判官が同盟罷工に與せる勞働者を起訴捕縛することを拒みたる場合には、警察官は之に代つて必要な處分をなすべし。

政府は此方針に依りて、同盟罷工に對しては極めて峻嚴なる態度を持せるも、而も職工組合の活動に就ては強ち之を阻止するの不利なることを認め、之が實質の變化に向つて力を盡せり。即ち勞働條件に關し資本家に對抗するを以て目的とせる組合に對しては禁止の方針を勵行し、而して勞働保險の經營を主とし、共濟組合の性質を有せる組合に對しては之を奨勵保護することゝせり。一八九八年始めてハリコフに於る器械職工の共濟組合を公認し、其他の地方に於ても、此種の組合に對して政府の處置は次第に寛大となれるものゝ如し。

ツバトフ派の職工組合 今世記の始に當り、政府は職工組合に對し、世界各國に比類なき極めて斬新にして而も巧妙なる方針を實行せり。是れ他なし、政府が特に勞働運動者を指定し勞働者を糾合せしめ、所謂御用職工組合を組織せしむること是なり。願ふに此方針たる職工組合が歳を追ふて増加し而も立憲思想の政治家や社會主義の學者の指導する所

となる事實に鑑み、特に官僚の頭使に甘んじ其命令を仰ぐ所の職工組合を組織し、之に對抗せしめんとするの目的に出るなり。近時獨逸に於て社會主義の職工組合に對抗する爲に、資本家の保護に成る職工組合の運動起り、社會主義の組合を以て紅色の組合と稱し、此種の組合を黄色の組合と稱せり、英佛兩國に於ても之に類似せる組合あり。然れども露西亞に於る官僚の指導に依り政府の保護の下に立つ職工組合は、他國に於て其實例なく、實に此國の特徴なりと云はざるを得ず。乞ふ其來歴を叙述せむ。

一九〇一年、モスクワに於て所謂ヅバトフ派の組合始めて起れり。ヅバトフはモスクワ警察に於て秘密探偵の職を奉し、久しく社會主義の團體及び職工組合等に入出入し、労働運動の機密の搜索に従事せり。彼は多年の經驗に徴し、労働者と社會主義の關係を隔離するに就ては、徒らに鎮壓の方針に依るよりは寧ろ政府の保護監督の下に特種の労働團體を組織

するの必要を認め、之をモスクワ警視總監トレポフに謀れり。トレポフは之に左胆し、先づ二萬留の補助金を與へ、ヅバトフをして之が實行に着手せしめたり。因に云ふ、此獻策に就きトレポフは内務大臣ブレウエに具申しけるが、ブレウエは強ち賛成の意を表せざるも黙認の態度を執りたり。

當時モスクワ大學に於て教授ラーゼロフ及びイグナチエフ、デーソンの諸氏は、頻りに労働者に向つて共済組合の必要を説き、講演に著書に労働者の注意を喚起することを務めたり。此結果としてモスクワ鐵工の間に共済組合組織の計畫起れり。ヅバトフは此機會を利用して、巧に是等の學者を使喉し、自己の計畫を實行せんとしたり。是等の學者は當初は虚心坦懷鐵工の有志と與に其組織の協議をなしけるが、偶然にも此運動の裏面に一種の暗流あり、其中心はヅバトフに在ることを覺り、忽ち其關係を絶ちたり。於是乎官僚派の新聞記者若干之に代つて指導の地位に立

ち、一九〇二年此共濟組合成立し、其規約は内務大臣の認可を得たり。此規約に依れば組合の役員は組合員の撰擧したる候補者に就き警視總監之を任命するものとなし、又若干の警察官を擧げて名譽組合員となし事務に参加せしめたり。警視總監は何時にても組合の事務の執行及帳簿に就き臨檢をなすことを得、労働者にして監視中の者は組合に加入することを得ず、又行政處分の爲に業を失ひたる組合員は組合より何等の救済を受けるを得ざることとせり。

ヅバトフ派の職工組合は是くて先づモスクワに起りペトログラード之に次ぎ、次第に各地方に及べり。モンスクにては警察官ワシリエフの指導の下に猶太人の組合起り、先に述べたるブンド組合と對抗せり。ヲデッサにては博士シャエウイツの斡旋に依り職工組合起り、約三千人の組合員を網羅せり。是等の組合たる、何れも警察の威力を以て加入を強制し之に應せざる者に對しては工場主に命じ忽ち之を解雇せしむるの手段

をも執れりと云ふ。

此派の職工組合は一時労働者の歓迎する所となり多數の賛同を得たり、而して此派組合の勢力を得たる地方に於ては、同盟罷工は次第に穩健となり、暴行脅迫や殺人放火の如きことは殆んど之なきを得、社會主義と労働者の隔離に於て其効果は大なるものありき。此事實は特にモスクワに於て顯著なりとす。然るに此派の組合に對して、資本家の方面より漸次反對の聲起れり。顧ふに此派の組合の運動は穩健なること右述ぶる所の如きも、組合は資本家に對して全く隸屬の地位に立つことを欲せず。組合員は時に資本家に向つて労働條件其他に就て相當の要求を發することあり。終には同盟罷工の手段に訴ふることも亦之なしとせず。是等の場合に於て組合は警察の後援を奇貨とし、官僚の威力を利用し由つて以て資本家を屈伏せしむるの事例少なしとせず。

モスクワに於て佛人グイヨンの經營に係る鐵工場あり。該工場の労働

者は此派組合に屬せる者多し。若干の労働者は労働條件の改良に關しグイヨンに面會を求めたるに、氏は之を拒絶したる爲に忽ち同盟罷工起り、労働者は四萬留の損害賠償を求めたり。氏は其理由なしとて之に應せざりしかば、警察官は氏に向つて嚴命を下し、若し此要求に應せざるときは追放の刑に處すべきことを通知せり。グイヨンは此通知に接し大に驚き、倉皇ペトログラードに趣き、佛國大使に哀訴せり。大使は狀を具して、政府に注意しければ、政府はモスクワ警視總監に命じて此命令を取消さしめたり。

ヅバトフは曾つてモスクワの工場主を集めて此派職工組合の經過を説明し之に賛成を求め、又労働條件等に就き成るべく組合の要求を容るゝことを慫慂したり。若し之に反對する者あらんには、警察の威力を以て之を壓迫することを公言して憚らざりき。於是乎モスクワの工場主は連署して意見書を政府に呈し、政府の注意を促がしたり。

ヲデッサにて此派組合の同盟罷工あり、警察に偏頗の行爲ありければ、白耳義公使は政府に向つて、政府にして適當の方法に依り之を鎮定することを圖らざらんには、南部地方に放下せられたる鉅額の白耳義の資本は漸次回收せらるべきことを警告せり。

是等の事情に基き此派の組合に對する資本家の反感は益々其度を高めければ、政府は次第に其方針を改むるに至り、内務大臣はヅバトフ派の人々を全たく關係を絶ち、其組合に對しても亦他の組合と均しく鎮壓の手段を執ることゝせり。是くて一時旺盛を極めたるヅバトフの運動は忽ちにして萎靡振はざるに至れり。

ヅバトフの運動の蹉跌に了はりたる後、若干もなくして同一の性質を有せる労働運動は僧正ガツボンに依つて復活せられたり。カツポンは夫の當時官僚派の中心人物たる宗教長官ポベドノスチエフの寵兒なり。一九〇四年四月、ペトログラードに於て警視總監の指導に依り該市の勞

働者を糾合し、ペトログラード労働者協會の名稱を以て一の職工組合を組織せり。此組合は政府の機關たる職工組合たることは、ゾバトフの組合と何等異なる所なきも、ゾバトフの如くに警察と組合の關係を露骨に示さざりき。其事業は労働保險を主とし、同盟罷工の運動は絶対に之を排斥せり。此組合創設後、半年を出でずして、ペトログラード及び其の附近に十一の支部を設け、各支部に於て職工教育の機關を設け、頻りに講演會を開きたり。

革命運動と職工組合 一九〇四年憲政運動が地方議會聯合會に依りて唱道せらるゝや、天下の人心靡然として之に向へり。労働者の間之に呼應する者多く、職工組合の態度も亦之に依つて動かされたり。ガツポンの創設せる職工組合に於ても頻りに此運動に参加する者を生じたり。ガツポンは極力之を制止せんとしたるも、大勢の越く所、奈何んともすること能はず、袖手形勢を觀望したり。

一九〇五年一月、プチロフセン鐵工場の同盟罷工を先驅としてペトログラード全市に涉つて同盟罷工相踵いで起り。之に加はりし労働者は其數十二萬七千人を算するに至れり。於是乎此組合は労働者を代表して國會開設の請願書を皇帝に捧呈するの決議をなしたり。此時に常りガツポンの地位は實に憫むべきものなり、進んで労働者と與にせんか、其本意ならざる政府反抗の巨魁たらざるを得ず、退いて労働者と絶縁せんか、彼の労働者間に於る信用は忽ち地に墜ち、偽善者として危険は其身を襲ふを免れざるべし、彼は終に決心せり。身を挺して労働者の先驅となり、無數の労働者を率いて、冬宮に向つて進みたり。政府は軍隊を派して之を途に要したれば、烏合の衆は苦もなくコザツクの馬蹄に委せられ、無慮三千の憫むべき労働者は、此革命運動の犠牲となり、了りぬ、中には杖に倚りて纔に歩行せる老人もあり、嬰兒を肩にせる女工あり、慘狀目も當られず。ネウスキーの街頭、ネグワの河畔、死屍累々、血痕は雪に映じ、喚聲は水

に響けり。當時軍隊の横暴は所謂暗黒なる安息日として、今尙ほ國民の記念に銘せられ露西亞に於る官僚政治の一大汚點として社會史上に大書特筆せられたり。因に云ふ、ガツポンは途上園を破つて逃れ纒に身を全ふせり。暫らくフヒンラントに潜伏せしが、若干もなくして本國に歸り政府より三萬留の資金を得てペトログラードに於て更らに組合の運動を始めたるも、労働者は彼の背信の行爲を惡み之に應ずる者なく終に革命派の兇刃に仆れたり。

此反亂の後、政府は從來内務大臣の執り來りたる官僚的組合運動の効果少なきことを明かにし此運動を再びせざることを決定せり。是れ實にウキテの意見に基くものなりと云ふ。

官僚的組合運動の失敗に伴て純粹なる職工組合は漸次發生せり、此先驅をなせるものは一九〇三年、モスクワに設立せられたる活版工組合とす。次で市業の労働者、木工及び鐵道職工の組合は起れり。ペトログラード

にては一九〇五年、先づ活版工組合起り、次で鐵工組合起れり。ハリコフにては亦活工版組合は此運動の率先をなせり。

是等の組合は秘密結社にして加ふるに社會主義の色彩を帯びたるもの多く、従つて同盟罷工を以て惟一の事業となせるの看ありき。茲に萬縁叢中紅一點とも目すべき穏和なる職工組合はバクの石油鑛夫に依つて組織せられたり。一九〇四年、シエンドサコフなる小學校教師は從來社會黨員なりしも、之と絶ち獨立して石油鑛夫を糾合して組合を組織せり。一九〇四年十二月此地方に大同盟罷工起りしが彼は熱心に資本家と協商することを主張し、終に十七日の休業の後雙方の調停成立して或は労働時間を減少し、或は最低賃銀を昂上し、其他職工の利益となるべき若干の事項を約束せり。此以後資本家は次第に組合の行動を承認し鑛山主總會に於て進んで組合と與に調停局を組織し労働紹介局を開くの議決をなすに至りしも、政府は此組合に對しても尙壓迫の手を弛めず、頻りに

迫害を加へたり。

一九〇五年四月全國職工組合聯合會開かれたり。此會に出席せる者は殆んど社會主義者にして、多數はレニーン派に屬し、ブレハノフ派は少數なり。殊に活版工の如き、労働者中の知識階級とも云はるべき者は、ブレハノフ派に屬したるは労働運動の沿革史上注意すべき事實たり。此總會に於て各職工組合の發表せる意見は區々に分れたり、或は器械應用の爲に業を失ひたる労働者に業を與ふることを要求し、或は労働紹介は職工組合の獨占に歸すべく、此以外の施設は凡て之を禁止すべしと云ひ、或は八時間労働の制限を主張し、或は工場監督官を労働者中より拔擢すべしと云ひ、或は農民の爲に土地分與の必要を説き、或は國會の開設を要求せるもあり。是等の事實に徴すれば、其主張たる何れも抽象的理論に偏し、労働者の生活に直接の關係を有せる問題を閉却せる傾向あり。之を労働運動の模範を示せる英國に於る職工組合聯合會の決議と對照

するときは、此時代に於る露西亞の労働者の思想が奈何に幼稚なるかを知るに足らん。

一九〇五年日露戰役に際し、海に陸に戰敗の報頻りに傳はる、や、民心の激昂は極度に達し、官僚に對する反感は底止する所を知らず。此時に當り知識階級に依つて率ひられたる憲政運動は猛烈に政府に肉薄せり。其餘波は延いて労働者に及び、政治と經濟を混同せる革命的労働運動は相踵で各地に起り、官民の軌轢階級の衝突は實に危険の兆候を呈せり。同年秋ペテログラード、モスクワを始めとし、有數の大都市には革命思想を抱ける知識階級の講演は盛んに行はれ、労働者は頻りに之を歓迎せり。去れば同年十月乃至十一月の間新たに設立せられたる職工組合は、ペテログラードに約四十あり、モスクワに約六十あり。ハリコフには組合に加盟せる労働者約三千人、ウキルナにては其數五千人に達し、其他ニジノブゴロード、サラトフ、ルビンスク、エカテリノスラフ、ヲデッサ等にも若干の

組合起れり。

組合設立の旺盛なることは是の如し。同盟罷工は頻りに各地方に起り未曾有の状況を呈せり。一九〇五年工場監督官報告に依れば、同盟罷工に關し既往十箇年間に於る毎年平均は工場數一七六にして職工數四三、一二五たり。然るに同年に至つて工場數一三、一一〇にして職工數二、七〇九、六九五に達せり。此工場數に就き同盟罷工の原因に依り之を分類せんか。

政治上の原因

五、三三六

經濟上の原因

四、二〇七

混合せる原因

三、六六七

全國勞働者總數に對し罷工に参加せる者の比例を見るに約六割なり。更らに之が地方別を按ずるに、ペトログラード、リブランド、ロツヅ、チフリスの各縣にては約九割、エカテリノスラフ、波蘭地方にては約七割五歩なり。

同年十二月モスクワに一大騒亂起れり。之に就ては後章に於て之を詳叙するを以て茲に之に及ばず。此騒亂以後、政府の勞働者に對する迫害更らに一層を加へたり。幾多の組合は解散を命せられ之が幹部は囹圄に投せらるゝ者少なしとせず。偶々組合が事務所を設けんとするも、家主は警察の威力を憚り之を拒絶せるの事例あり。之と同時に資本家に在つても組合に對し充分の警誡を加へ、或は同業組合を組織して之に對抗し、或はブラックリストを作り組合員に向つて迫害を加へ、或は同盟罷工の爲に一旦讓歩せし勞働條件も更らに之を復舊し、只管ら勞働者を壓伏することに汲々たり。

同盟罷工及び職工組合に關する法律の改正　一九〇五年憲政の大義に依れる十月詔勅は已に發布せられたり。皇帝は臣民の權利自由を尊重するの誓約をなせり。従つて政府は勞働者に對して從來の方針を改むるの必要に迫られたり。之が第一着歩として一九〇六年の初に於て、

同盟罷工に關する法律の規定を改正し、鐵道、郵便、電信等の勞働者を除き、其他の勞働者に對し同盟罷工の自由を與へ、只暴行脅迫に依り工場主に對し危害を加へ、又他の勞働者を強迫參加せしむる場合に限り、之を處罰することとせり。

此法律の改正は勞働運動の發展に多大の影響を與ふべきは何人も之を豫期せる所なるが、事實に於ては必らずしも然らざりき。顧ふに露西亞の行政組織に於て行政處分に依りて法律の實行を阻害せるの慣行あるは、先に工場法に就て述べたる所の如し。勞働運動に關しても亦同一の事實あり。是より先き一八九七年命令に依り警察官は勞働運動に關し至大の權力を有せり。即ち警察官は必要と認むるときは、勞働者の集會を解散し、同盟罷工の首謀者に對し、其の犯罪を構成すると否とに拘はらず、之を監禁し或は其原籍地に送還することを得るなり。又他の勞働者の就業を妨害する者に對し、或は之を監禁し或は退去を命じ、五年以内の

監視に附することを得。又勞働者に非るも演説文書に依り煽動をなす者に對し、同一の處分をなすことを得るなり。

行政官に向つて是の如き權限を與ふる間は、奈何に法律の改正を行ふも其效果の少なきことは當然の事たるも、此法律の改正が激昂せる勞働者の感情を融和せるの效果あるのみならず、勞働運動の自由は形式上擴張せられたることは固より疑を容れざる所なり。

政府は之に次で一九〇六年三月職工組合に關する法律を制定せり。此法律の要旨を按ずるに、第一章は一般の結社に適用せられ、第二章は特に職工組合に適用せらるゝものとす。先づ職工組合の目的を示して、勞働者が經濟上の利益を研究し、組合員の勞働條件を改良し且つ資本家と調和を保ち、其業務に關し生産力の増進を圖るものとせり。因に云ふ、原案には勞働者が經濟上の利益を保護することを以て組合の目的の一とせらるも、上院に於て此規定は同盟罷工を挑發し階級の衝突を劇甚ならしむ

るの危険ありとの理由に依り、右の如く修正せり。
次に職工組合の事業に就き左の如く列擧せり。

- (1) 調停の機關に依る勞働爭議の決定。
 - (2) 各種の業務に於る賃銀其他勞働條件の調査。
 - (3) 組合員の救済。
 - (4) 圖書館、學校、講習會、講演會等の教育設備。
 - (5) 組合員に必要な物品の供給。
 - (6) 勞働紹介。
 - (7) 組合員に對し法律に關する指導の事業。
- 原案には勞働條件の準則を設くることの一項ありしも、組合の目的に
ると同一の理由に依り、上院に於て之を削除せり。
組合の設立に關する規定に就き、原案には組合の聯合を許せしも、成文に
は之を禁止し、而して之に代ふるに支部を設くることを以てせり。但し

支部は組合に對して獨立せる事務の執行機關を設くることを得ず。

組合の設立は認可を要するものとす。原案には只登録を以て設立の要
件となしたるも、上院は之を修正し認可主義を適用せり。

組合に對し設立の認可を與へ或は解散を命ずるに就ては縣知事は特に
設けられたる委員會に諮問し之を決定するものとす。委員會は知事之
か會長となり、縣官吏、縣檢事長及縣會より選舉せる委員を以て之を組織
す。

組合の設立は左の勞働者に對し之を許可せず。

(1) 農業勞働者。

(2) 鐵道、郵便、電信、電話、其他官業の勞働者。

法律の要旨は右述ぶる所の如し。此法律の制定は職工組合の發展に至
大の便宜を與へたるもの、如きも、其内容を見れば組合の神髓たる資本
家に對抗する運動を制限し、同盟罷工に必要な基金の積立等を禁止せ

るのみならず、組合の設立に就き凡て認可を要するものとし、又組合の聯合を禁止し、只特定の條件の下に支部を設けることを許せるのみ。去れば職工組合が西歐諸國の模範に依つて、健全なる發達をなし有力なる運動をなすは到底不可能の事なり。是等の事實に徴するときは、政府が職工組合法を制定せる眞意は何處にあるや、自ら疑問たらざるを得ず。政府が職工組合に對し其發達を望むの誠意は毫も之を認むることを得ず。只此法律に依つて、共濟組合や秘密結社の名に隠れたる労働者の團體を表面に現はれしめ、之に向つて政府の監督を集中し、而して政治運動との關係を絶つことは寧ろ其主眼の目的たりしものゝ如し。

果せる哉、本法の制定以後政府の職工組合に對する方針に何等の變化を見ず、官僚の壓迫は依然舊の如し。縣知事は或は組合の設立者に危険思想を抱ける者ありとの理由に依り、認可を拒絶せることあり。或は組合の定款が法律の形式を具備せざるを理由とし認可を與へず、或は殊更ら

に之を遅延せしむる場合少なしとせず。去れば組合の指導に従事せる者は特に職工組合の精神を没却し穩健なる外形を具へたる模範定款を作り、之を各地に配付し、各地の組合は之に則つて定款を作るに至れり。

政府の干渉は常に組合創立の際に於るのみならず、組合創立以後に於ても種々の干渉を試みたり。警察處分を以て組合の集會に解散を命じ、或は罪名を作り其幹部を處罰することは屢々見る所の事實なり。

職工組合の發展 職工組合法の制定の精神は疑問として横はれるに拘はらず、組合は形式上法律の認むる所となりたるが爲に、組合の運動は頗る活氣を生じたるは争ふべからざるの事實なり。是より先き一九〇六年二月ペトログラードに於て全國職工組合總會開かれたり。此會に於て各地方組合の代表者二十二人參會し、組合の運動の將來に就き諸般の協議をなせり。先づ將に發表せられんとする職工組合法に對する組合の態度は議題となれり。之に關し多數は之を以て労働運動の發展に

裨補すること少なきを認むるも、成るべく之を利用して組合の發達を圖るべしと決議せり。只社會主義を抱持せる少數の代表者は新法に對し何等の價値を認めず、寧ろ革命運動の障害として之に反對せり。又職工組合と共濟事業の關係に就て、職工組合は共濟事業を忽諸に附すべきに非るも、其本領を恪守し、階級闘争の機能を發揮することを務め、共濟組合と化し去ることを防がざるべからずと決議せり。其他組合の組織、事業に就き組合員の醜金は賃銀に依り等級を設くべく、已むを得ざる場合に於てのみ均一となすべきこと、又中央委員會を設けて各組合の聯合機關たらしむることを決議し、資本家か名譽會員等の名稱に依り組合に参加することに反對せり。

法律の制定に依つて結社の自由は認められ、此總會の決議に依つて組合組織の方針は一定せり、各地方の勞働者は相率いて組合の組織に従事せり。殊に注意すべきは、從來職工組合には小工場の勞働者を主とし、大工

場の職工は之に加ると少かりき。是れ他なし大工場に於ては勞働委員會の制度存在せるを以て組合組織の必要を認めざりしこと及び大工場の勞働者は政治運動に熱中して寧ろ經濟運動を閑却せる傾向あるに依る。然るに法律制定以後、大工場の勞働者も亦組合を組織する者多く。殊に鐵工業と紡績業に於て其影響顯著なりき。一九〇六年六月、ペトログラード鐵工組合は約一萬の組合員を以て設立せられ。波蘭にては一萬五千人の組合員を有せる紡績職工組合起るに至れり。且又此時期に於て職工組合に於る思想の潮流稍々變化せるものゝ如し。從來職工組合は政黨政派の羈束を脱せず、或は革命派の社會黨や或はマックス派の社會黨と提携するか、然らざれば立憲民主黨に與せるもの多かりしが、職工組合の機關たりし「勞働新聞」や「勞働者の聲」等は、頻りに職工組合の經濟的運動を主張し人心次第に之に傾きたり。

然るに幸か不幸か、第一議會の解散と與に政府の勞働運動に對する方針

は忽ち一變し、極端なる高壓手段は職工組合に加へられたり。七月二十三日ペトログラードに於ては殆んど凡ての組合は一夜に解散を命せられ幹部の監禁せられたる者少なしとせず。地方に於ては政府の處置稍々寛大なりしも、組合の數は次第に減少し、存在せる組合に於ても、組合員數は著しき減少を示せり。

第二議會開會の前にゴレムイキン内閣は仆れてストルイビン内閣之に代はれり。前者は多少立憲的傾向を有せるも、後者は純然たる官僚政治を以て其理想となせるものたり。然るにストルイビンは奇怪にも第二議會開會の始に於て、自己の懷抱せる社會政策の方針を説明し、政府は勞働保險法の制定に依つて勞働者に對し、救済の目的を遂行すると同時に勞働爭議に關しては之を雙方の自由に放任し、同盟罷工や同盟解雇に對して、政府の干渉は之を敢てせざることを公言せり。是くて彼は十一月十五日勅令を以て商店事務所等の使用人に對する勞働時間を制限せり。

此宣言や此處置や彼が選舉政略の一端たるものにして何等社會政策の理想に基くに非らず只之に依つて政府黨の投票を増加する手段となせるものに外ならず。

同年第二回の解散を行ひ、次て憲法を中止し選舉法の改正を行ふに當つて、ストルイビンは全たく社會政策の假面を抛つて、官僚政治家の本色を極端に發揮し、勞働運動に對する鎮壓は更らに一層を加へたり。同年地方官に與へたる訓令に於て、職工組合は國憲に對する一大危險なりと斷定せるを以て之を知るに足らん。此訓令の發布せらるゝや、地方官は頻りに職工組合に解散を命したるのみならず、資本家を教唆して勞働者を壓迫せしむるに汲々たり。バクに於ては資本家に對し同盟罷工をなせる勞働者に讓歩をなすこと、或は同盟罷工の間に於て罷工前の賃銀の支拂をなすことを禁し、東海各縣に於ては資本家に命して曾つて同盟罷工に加はりたる勞働者、或は之が爲に處罰せらしたる勞働者を備使するこ

となからしめ、エカテリノスラフにては資本家に對し同盟罷工の際直ちに罷工者及び煽動者の氏名を警察に報告することを強制したり。何れの地方に於ても、資本家が是等の命令に違背するときは、禁錮又は罰金の嚴罰に處するものとせり。

是等の行政處分は必然の結果として、資本家をして労働者に對して挑戦的態度を執らしむるに至れり。夫の資本家の團體として、最も有力なる全露西亞商工協會の指揮に依り同盟解雇は頻りに各地方に行はれたり。一九〇六年十一月ロップに於る凡ての紡績工場はボズナンスク、シャイブレル等の統率に依り約三萬の労働者に對し同盟解雇を行へり。ロップ地方の紡績業は少數の大工場に集中せるを以て、同盟解雇は嚴格に屬行せられ、之が爲に業を失ひたる労働者の惨狀は實に名狀すべからず。當時新聞の報ずる所に依れば、無數の労働者は飢餓に迫り顔容蒼白、累々然として道途に彷徨し或は富者の門に立ちて憐を乞ふ者あり。或は市役所

に迫りて救助を求むる者あり。去れど資本家や市當局は敢て之に耳を藉さざりき。労働者の中には往々商店に闖入し食料を掠奪する者あり。警察は何の容赦もなく之を監禁し之を追放せり。是くて慘狀は日を追ふて益々加はり、労働者の地域は闕として聲なきに至れり。地方の有志は此慘澹なる光景に對し袖手傍觀するに忍びず。乃ち代表者を探みて工場主に會見を求めたり。ボズナンスキー等は難を避けて伯林に在るを以て、代表者は伯林に趣き交渉をなしたるが、彼は傲然として曰く、此事たる只一時の感情に依つて起りたるに非らず、余輩は労働者に對し、永久に絶對の屈從を強ゆる手段として此舉に出でたり。去れば此同盟解雇は極端に至るまで之を遂行し、労働者をして資本家は彼等の主人として雇傭の關係や労働の條件に就き無限の權力を有し、彼等より何等の拘束を受けざることを覺知せしめざるべからず。是くて此同盟解雇は二ヶ月に涉り、終に労働者の無條件の降伏を以て終結するに至れり。波蘭